



序 説

1. 市勢

(1) 可児市の位置

市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋市及び岐阜市から30km 圏内にある。周囲は坂祝町、美濃加茂市、八百津町、御嵩町、土岐市、多治見市、犬山市に囲まれている。面積は旧兼山町との合併により87.6k m²となった。

西部には標高 313.5m の鳩吹山、北端部には日本ラインで有名な木曾川、中心部には可児川や久々利川が流れ、丘陵地やため池などがある緑豊かな地域である。東部の丘陵は志野焼発祥の地として名高く、市中央部には戦国の名称明智光秀生誕の地である明智城址がある。また、南部の丘陵地では、住宅団地や工業団地、ゴルフ場開発が進み、岐阜県中濃地域の拠点都市として成長している。

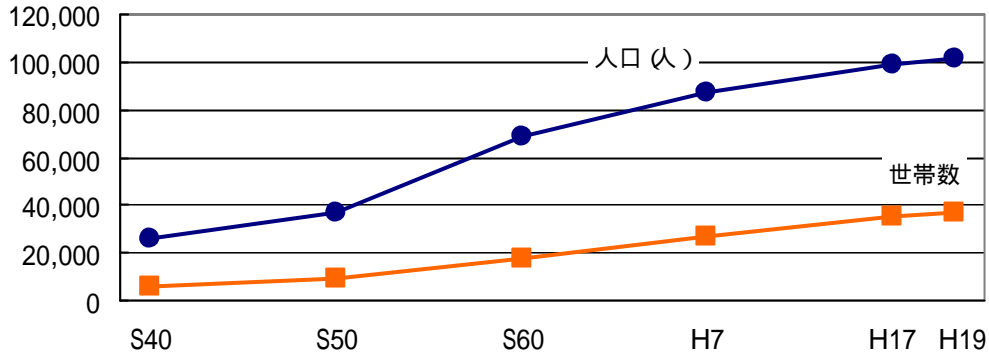


(2) 人口・世帯の推移

市は、昭和 40 年代半ばより名古屋都市圏のベッドタウンとして注目され、南西部の丘陵地帯を中心に大型住宅団地の造成が相次いだ。その結果、転入者が急増し昭和 57 年に市制を施行した。

現在も緩やかな人口増加が続いており、平成 17 年 5 月に旧兼山町との合併により10 万人を超えた。

表 -1-1 人口・世帯の推移



資料 昭和 40、50 年...国勢調査 (10 月 1日現在)

昭和 57 年以降...4 月 1 日現在の住民基本台帳

(3) 産業形態

市の産業は、以前は農業を中心とした第 1 次産業が主であったが、都市化の進展により製造業をはじめとする第 2 次産業を主体とした産業構造へと移行した。近年は、大規模小売店の進出等によりサービス業を中心とした第 3 次産業の伸びが著しい。

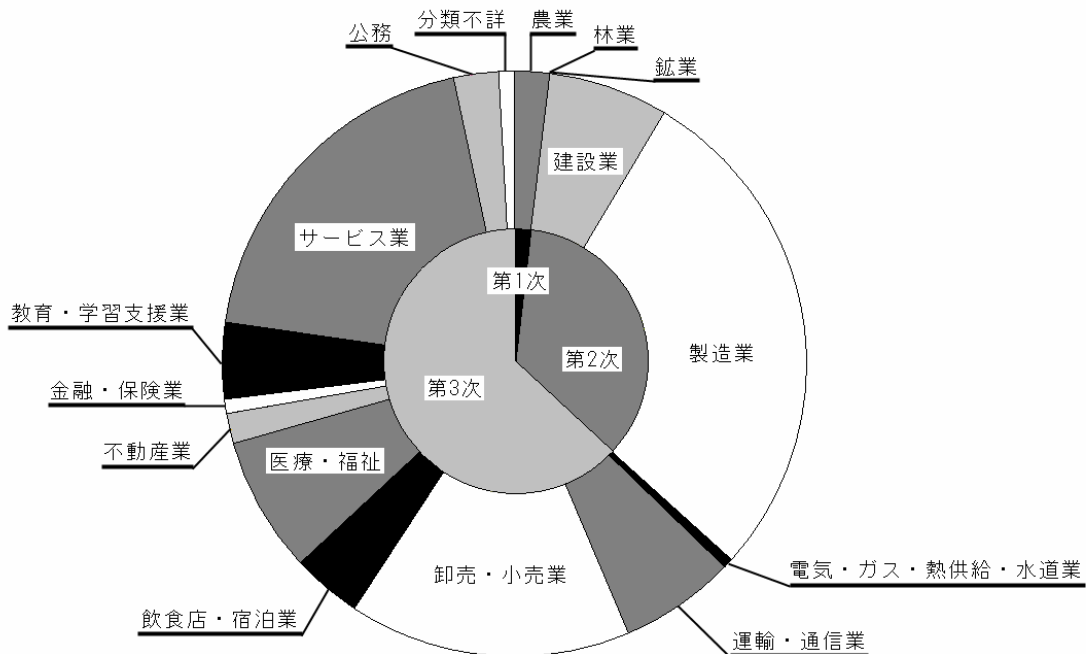


図 -1-1 産業分類別就業者の割合

資料 :平成 17 年 国勢調査

(4) 土地利用状況

市の土地利用状況は、人口増加に伴い市街地が年々拡張され、農地や山林が減少し、宅地が増加している。市制施行時(昭和57年)に市総面積の20%を占めていた農地は15%を割っている。同じように、住宅団地、工業団地、ゴルフ場等の造成により市制施行時32%を占めていた山林も25%を割っている。

表 -1-2 土地利用の推移

(単位:千㎡ 各年1月1日現在)

地目		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	平成18年度の割合(%)
田		7,977	7,899	7,824	7,823	7,688	8.78
畑		4,551	4,508	4,476	4,497	4,412	5.04
宅地		13,747	13,869	13,968	14,335	14,415	16.46
池沼		14	15	15	15	15	0.02
山林		20,706	20,705	20,456	21,648	21,462	24.50
牧場							
原野		1,044	1,043	1,038	1,382	1,368	1.56
雑 種 地	ゴルフ場の用地	8,356	8,359	8,421	8,333	8,333	9.51
	遊園地等の用地	28	28	28	29	30	0.03
	鉄軌道用地	231	230	231	231	231	0.26
	その他の雑種地	2,671	2,649	2,954	2,798	2,800	3.20
	計	11,286	11,266	11,634	11,391	11,394	13.01
その他		25,685	25,665	25,579	26,509	26,866	30.67
合計		84,990	84,990	84,990	87,600	87,600	100.00

資料:固定資産税[土地に関する概要調書]

表 -1-3 用途地域と指定面積

(平成18年8月現在)

種別	面積(ha)	総面積に対する割合(%)	用途地域に対する割合(%)
総面積	8760.0	100.0	
用途地域指定面積	2109.9	25.0	100.0
第1種低層住居専用地域	725.3	8.5	34.4
第1種中高層住居専用地域	115.3	1.4	5.4
第2種中高層住居専用地域	16.5	0.2	0.8
第1種住居地域	664.1	7.9	31.5
第2種住居地域	26.7	0.3	1.2
近隣商業地域	128.3	1.6	6.1
商業地域	40.0	0.5	1.9
準工業地域	84.3	1.0	4.0
工業地域	48.0	0.6	2.3
工業専用地域	261.0	3.1	12.4

資料:河見市都市計画課

(5) 気象の概況

市は岐阜県の中南端に位置し、積雪は年数回程度で、温和な太平洋側の気候である。年間降水量も全国平均並みである。

表 -1-4 月別の気象状況 (平成 18 年)

区分	気温()			平均湿度 (%)	降雨量 (mm) (月合計)
	平均	最高	最低		
1月	2.6	7.4	-1.6	63	42.4
2月	4.4	8.8	-5.0	66	132.5
3月	6.5	11.7	1.6	63	154.5
4月	12.4	17.5	6.7	58	116.5
5月	18.8	23.6	13.8	66	196.0
6月	23.7	28.2	19.6	64	109.3
7月	26.3	30.4	22.7	69	285.5
8月	29.2	35.0	24.4	60	51.5
9月	24.0	28.8	20.1	64	113.5
10月	17.9	23.3	12.8	61	111.0
11月	11.5	17.0	6.4	65	63.0
12月	5.6	10.4	1.2	65	81.5
年平均値	15.2	20.2	10.2	63.7	121.4

資料 :可茂消防事務組合南消防署

図 -1-2 最高気温・最低気温・平均気温の経年推移

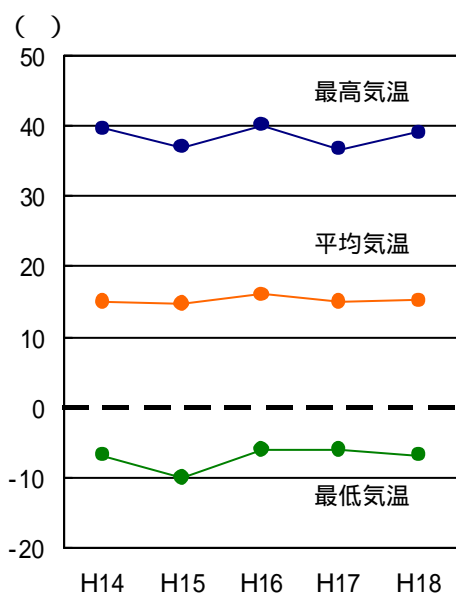
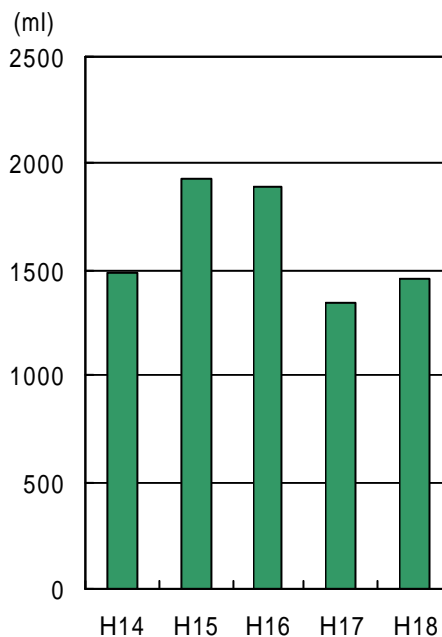
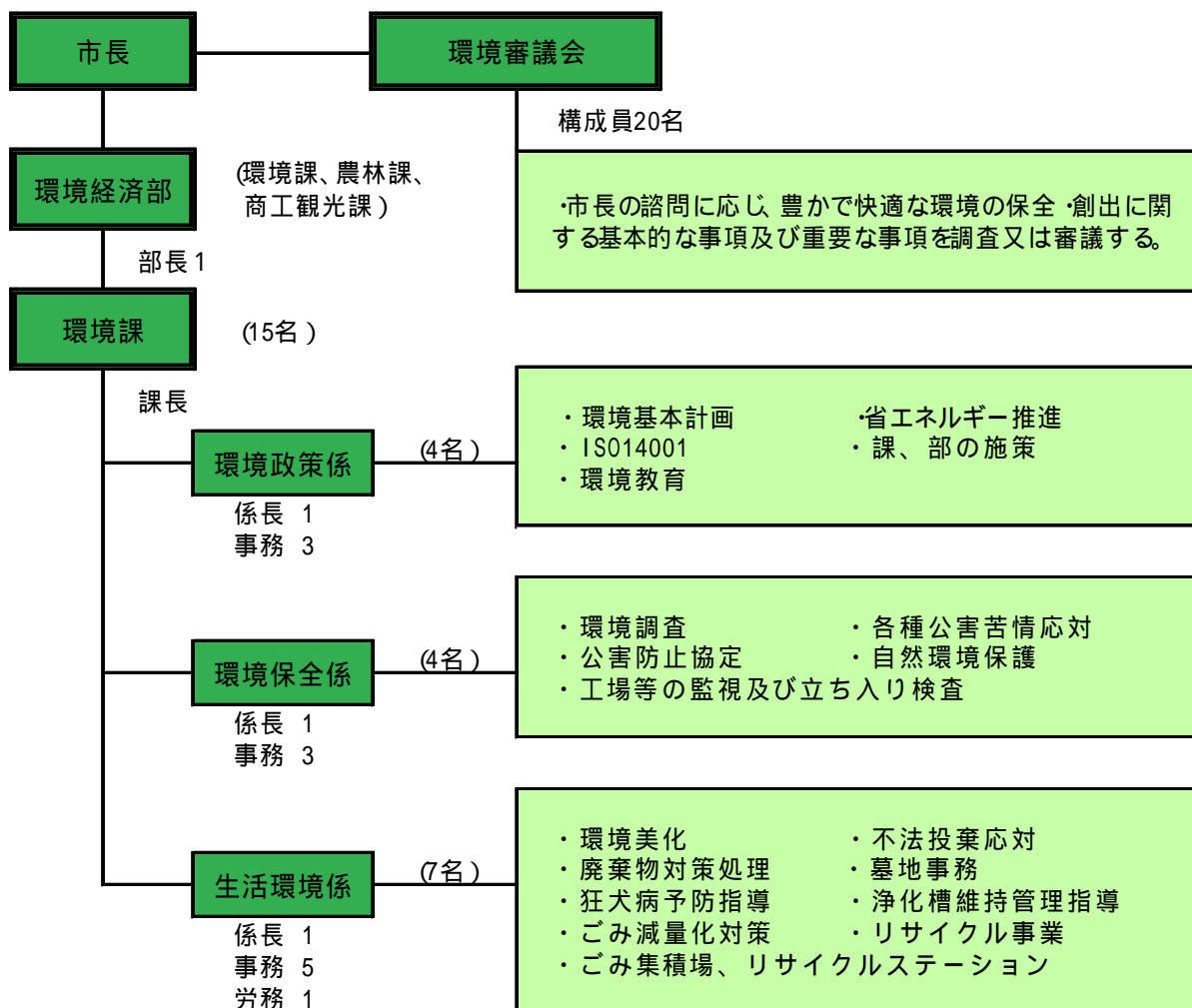


図 -1-3 年間降水量の経年推移



2. 環境保全への取組み

(1) 環境行政構成図 (平成 19 年 4 月 1 日現在)



(2) 可児市環境基本条例

市では、平成 11 年 9 月に「可児市環境基本条例」が制定された。この条例では、豊かで快適な環境の保全及び創造に関する基本理念、市・市民・事業者の責務、基本理念実現のための環境基本計画などを規定するとともに、市の環境保全及び創造に対する取組み姿勢を市民に示している。

この条例の制定当時、既に昭和 53 年に制定された「可児市生活環境の確保に関する条例」によって、良好な生活環境を創造するための基本的事項等を定め、環境行政を推進していた。しかし環境問題は、時代の変遷とともにこの条例で想定する環境の対象や施策ではカバーできない広がりを見せていた。また、人間の社会経済活動そのものに起因する問題が深刻化するとともに、地球環境問題という空間的な広がりや将来世代に影響を及ぼすという時間的な広がりをもつ問題となっていた。このような経緯から、これら複雑多岐にわたる環境問題に対応し、豊かで快適な環境を保全し、さらに良いものとして将来世代に引き継いでいくことを目的として「可児市環境基本条例」が制定された。

(3) 可児市環境基本計画

可児市環境基本計画は、環境基本条例第7条の規定に基づき、豊かで快適な環境の保全と創出のための取組みを市民、事業者、市が協力して、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として平成12年3月に策定された。

この計画は、環境基本条例に基づく市の環境施策に関する基本計画として位置付けられるものであり、まちづくりや各種施策の環境に関する事項については、この計画との整合を図りながら推進されることになっている。

【基本理念】

循環 ;環境保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化をみんなで創ります。

共生 ;自然や歴史的・文化的遺産など可児市固有の環境と共生していきます。

持続 ;世代や立場を越えて環境に対する思いや願いを共有し、子どもたちや将来世代に継承していきます。

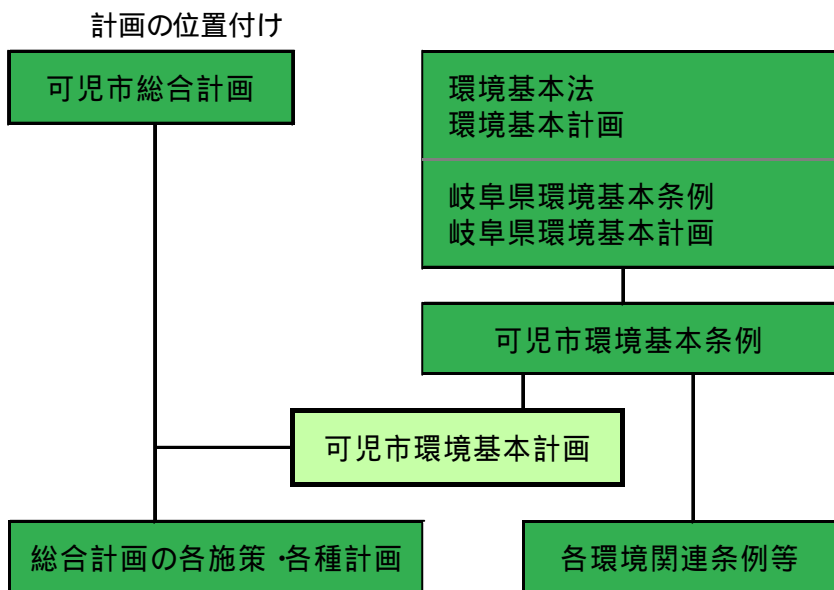
連携 ;自らの行動と他地域との連携により、地球環境保全を進めます。

協働 ;環境を正しく知り、理解し、行動し、広めていきます。

【目指すべき環境像】

将来世代につなぐ環境文化都市 可児

～ 共に考え、行動する、環境に気づかう市民文化が息づく都市の創造～



(4) 環境配慮行動指針

市民生活や事業活動の場面において日常的に環境に配慮すべき行動メニューや行動実践による効果などをわかりやすく示した「環境配慮行動指針」を、環境基本計画に基づき平成13年3月に策定した。

(5) ISO14001 認証取得

環境保全を推進するための市の率先行動として、ISO14001の認証を平成12年12月22日に取得した(平成18年12月15日認証更新)。

適用組織は、小中学校等一部を除いた組織とし、環境目的に省資源・省エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制・減量化とリサイクルの推進、環境に配慮した事務・事業活動の推進の分野で10の目的を掲げ、全庁一丸となって目的達成に向けて取り組んでいる。

(6) 公害防止協定

公害防止協定とは、地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

市において平成18年度末までの間に締結された公害防止協定数は、表-2-1のとおり61件となっている。

表 -2-1 公害防止協定締結事業所一覧

	企業名	協定締結日	締結変更日	住所	業種
1	愛知(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘2-20	家具装備
2	(有)安桜	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-11	金属製品
3	旭千代田工業(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-6	金属製品
4	(株)イマイ	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-16	建築材料
5	今井航空機器工業(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-26	航空機部品の加工組立
6	イワ冨工業(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-14	輸送用機械器具
7	エーワンパッケージ	H13.12.27		広見1302-17	段ボール製造
8	(株)エヌエステック	H14.6.3		姫ヶ丘1-27	工作機械及びプレス機械
9	オークマ(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘3-6	工作機械製造
10	大隈エンジニアリング(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘3-7	金属加工用工作機械の修理改造
11	オークマスチールテク(株)	H16.8.23		姫ヶ丘3-6	工作機械製造
12	偕行産業(株)	S57.6.29	H15.9.17	姫ヶ丘2-10	輸送用機械器具
13	(株)カタヤマ精工	H14.3.1		姫ヶ丘2-3	一般機械器具
14	(株)片山製作所	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-30	一般機械器具
15	(株)加藤製作所	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-6	金属製品
16	可児工業団地協同組合	S49.12.26	H13.12.27	姫ヶ丘2-8	事務所、排水処理場
17	KYB(株) 北工場	S58.6.2	H18.10.19	土田2548	輸送用機械器具
18	KYB(株) 南工場	S58.6.2	H18.10.19	土田505	輸送用機械器具
19	共栄鋼材(株)	H12.12.15	H14.3.1	姫ヶ丘4-2	鋼材加工販売
20	共栄ファスナー(株)	H15.3.31		姫ヶ丘4-3	金属材料
21	(株)協和製作所	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-12	一般機械器具
22	(株)ケーイーシー	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-35	各種FA装置設計製造
23	サクラテック(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-18	鉄鋼
24	ジャパンセラミックス(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘2-23	窯業
25	シンクレイヤ(株)	S52.2.17	H14.3.1	姫ヶ丘1-20	電気機械器具
26	(株)スタールカケフ	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-17	鋼材加工製品販売
27	星菱電機(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-3	電気機械器具
28	岐阜・大成化工(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘2-14	プラスチック製品
29	大王製紙(株)	S49.3.6	H14.2.6	土田500	紙パルプ
30	(株)ダイニチ	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-33	穴加工技術
31	太平ハウジング(株)	H17.6.23		二野1979-1	パネル製造販売
32	中部静電塗装(株)	S52.2.17	H14.3.1	姫ヶ丘2-7	金属製品
33	千代田工業(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-12	輸送用機械器具
34	TRWオートモーティブジャパン(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘3-2	輸送用機械器具
35	帝国ビストンリング(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘3-3	一般機械器具
36	(株)テクマ	H13.12.27		姫ヶ丘3-1	一般機械器具
37	(株)常盤電機	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-15	一般機械器具
38	徳田工業(株)	S55.11.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-18	工業用模型
39	トステム可児(株)	S52.2.17	H18.10.2	姫ヶ丘1-13	家具装備
40	鳥羽工産(株)	S52.2.17	H15.9.17	姫ヶ丘2-11	一般機械器具
41	中川産業(株)	S51.10.9	H14.3.1	姫ヶ丘1-8	断熱材製造
42	中日本ダイカスト工業(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘1-22	金属製品
43	(株)日新珪瑯製作所	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-19	金属製品
44	日進油圧工業(株)	H14.3.1		姫ヶ丘2-13	一般機械器具
45	ニツタイ工業(株)	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-23	窯業(タイル)
46	日本金属(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-24	金属製品
47	日比野鉄工所	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-2	輸送用機械器具
48	(株)富士アセンブリシステム	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-28	一般機械器具
49	富士物流(株)	S63.3.28	H14.3.1	姫ヶ丘2-16	配送
50	扶桑精工(株)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-17	一般機械器具
51	(株)文晶堂	H10.3.2		下切901	プラスチック製品の金型設計
52	北斗総業(株)	H10.3.2	H14.3.1	姫ヶ丘1-7	機器用電子部品
53	水野鉄工(株)	S51.4.14	H14.3.1	姫ヶ丘1-19	一般機械器具
54	三菱電機(株)	S52.12.12	H14.3.1	姫ヶ丘3-5	電気機械器具
55	ミニター(株)	H13.1.30	H14.3.1	姫ヶ丘4-10	機械工具製造
56	美濃東久(株)	H11.8.5		兼山1139-1	自動車部品製造
57	(株)メイデックス	S57.6.29	H14.3.1	姫ヶ丘1-21	電気機械器具
58	名電産業(株)(ケデックス)	S51.1.26	H14.3.1	姫ヶ丘2-21	電気機械器具
59	(株)メーカケフ	S51.4.14	H14.3.1	下恵土3224	鉄鋼
60	ユタカ工業(株)	H14.3.1		姫ヶ丘2-5	自動車部品切削・研削加工
61	リンナイ精機(株)	S55.11.14	H13.12.27	姫ヶ丘2-22	金属製品

(7) 公害苦情

平成 18 年度に本市に寄せられた苦情件数は、全体で 143 件と、前年度からほぼ横ばいの状況であった。(表 -2-2 および図 -2-1 参照)

苦情を内容別にみると、典型 7 公害の中では悪臭に関する苦情が最も多かった。その他は廃棄物に係るものがほとんどを占めている。なお、平成 15 年度から 16 年度にかけて大気に関する苦情件数が減少し、悪臭に関する苦情件数が増加している。これは、野外焼却に関する苦情を平成 15 年度までは大気に関する苦情に分類していたが、平成 16 年度以降は悪臭に関する苦情に分類し、計上しているためである。

苦情を発生源別にみると、工場や製造事業所といった典型的な公害発生源からの苦情は年々減りつつあり、逆に生活雑排水からの悪臭、ごみの焼却に関するもの、隣地や隣人に対する苦情といった近隣公害と呼ばれる苦情が増加してきている。こういった被害範囲が小規模限定的な感覚的・心理的な苦情は、都市化の進展に伴って今後も続くものと思われる。

また、公害苦情以外の苦情として、空き地の雑草に関する苦情が毎年多く寄せられている(表 -2-4 参照)。苦情件数より土地所有者に除草を依頼した件数が多いのは、一件の苦情で複数の空き地に対する申し立てがなされている場合があるためである。

なお、本市では市内主要団地の土地所有者に対して、毎年 6 月に除草案内ハガキを送付している。平成 18 年度においては 709 名の土地所有者に対して、同ハガキの送付を行った。

表 -2-2 公害苦情処理件数の推移 (単位:件) 図 -2-1 公害苦情処理件数の推移

区分	H14	H15	H16	H17	H18
大気	86	53	6	7	3
水質	27	26	22	16	15
土壌	2	0	0	0	0
騒音	13	9	14	16	19
振動	2	1	1	1	1
地盤沈下	0	0	0	0	0
悪臭	11	32	76	63	76
その他	21	13	78	41	29
計	162	134	197	144	143

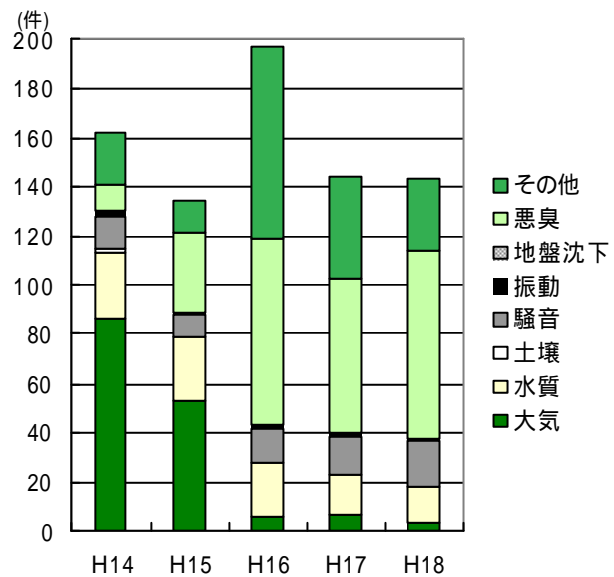


表 -2-3 公害発生源別 種類別件数一覧 (平成 18 年度)

(単位 件)

区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	低周波音	振動	悪臭	その他	計	廃棄物 投棄	合計
農業		1				25		26	1	27
建設業			2			3	2	7		7
製造業	2	4	4	1	1	9		21		21
電気・ガス・熱供給・水道業			1					1		1
運輸業	1	2	3					6		6
卸売・小売業						3		3	2	5
不動産業			1					1		1
飲食店・宿泊業			1			1		2		2
サービス業		1				5		6		6
公務			1					1		1
分類不能の産業		1	4					5		5
家庭生活		1	1			29	3	34	13	47
自然由来		1				1	6	8	2	
不明		4						4		4
合計	3	15	18	1	1	76	11	125	18	143

表 -2-4 空き地の雑草に関する苦情 (平成 18 年度)

苦情件数	土地所有者等に 除草を依頼した件数	その他 (他機関に指導を 依頼した件数など)
160件 (-22)	296件	99件
	計395件 (+1)	

()内は前年比

(8) 新エネルギー導入実績

環境への負荷低減のため、エネルギー消費の効率化・有効利用を図るとともに、太陽光や風力などの自然エネルギーや未利用エネルギーの活用が求められている。本市では新しく建設する公共施設等において太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進している。

老人福祉センター福寿苑では昭和 58 年から太陽熱を利用して給湯に使用している。市役所では公用車に低公害車としてハイブリッド自動車を平成 11 年より導入しており現在 3 台使用している。また、可児市文化創造センターでは 20kW、可児市旭小学校では 30kW、可児市兼山小学校では 10kW の太陽光発電設備を導入している。

(9) 環境教育

・可児市環境フェスタ

可児市環境基本計画の具体化として、市民による6つのワーキンググループを中心に、市内で環境保全活動を行う市民団体、ISO14001、9001を取得した事業所、行政が実行委員会を組織し、企画段階から協働で毎年「可児市環境フェスタ」を開催している。

平成18年度7回目を迎えたフェスタでは、「環境文化都市・可児をめざして～できることを広げよう～」をテーマに、「アイドリングストップできれいな空気」「もったいないよとエコライフ」「歩いてみよう可児の野山を」という3つの具体的なサブテーマのもと、30の参加団体の環境保全への取り組み紹介を始め、各団体共同の企画として市内小中高の学校の展示・発表、環境講演会、もったいないチャリティーオークション、ポスター展、おもちゃ病院などを行い、2月24日、25日の2日間で2340人が来場した。多くの市民へ環境についての問いかけを行う中で、市民の環境保全活動の「きっかけ」づくりの場となり、環境活動の輪が徐々に広がっている。

また、前週には環境フェスタイベントとして「いり川 いりまち みんなで清掃」を合言葉に、市内の中心を流れる可児川の一斉清掃とゴミの実態調査を行い、6カ所を拠点に1453人の市民が参加した。

集計結果や拾ったゴミの一部は環境フェスタ会場で展示し、来場者へポイ捨て禁止を呼びかけている。



イベント(一斉清掃)の様子

・カワゲラウオッチング&一斉水質調査

私たちの身近な川に住む水生生物や水質を調べることにより川の汚れを知り、私たちの生活の仕方を変えるきっかけづくりとして、カワゲラウオッチングと市内8カ所の一斉水質調査を行っている。18年度は7月17日の海の日、あいにくの大雨だったが、70人が参加し、身近な川の水質調査や水生生物についての勉強会、ネイチャーゲームを楽しんだ。

また、市内の小中学校の総合的な学習で行う水質調査や生物調べにも積極的な支援を行っており、18年度は6校へ講師派遣などの支援を行った。



ネイチャーゲームの様子

環境講座

夏休みや週休日を使い、親子参加の体験型環境講座を開催している。

18年度は、夏休み親子体験教室として、自然の藍の生葉を使って染色する「藍の葉っぱで染めよう」、里山で天然素材を使って工作する「里山で作ろう!遊ぼう!」、エコクッキングと地球温暖化について学習する「地球にやさしく料理しよう」を行った。

また、6つの市民ワーキンググループによる講座が18回実施された。

出前講座

小中学校や市民の環境学習を支援するため、要請のあった団体へ、ごみ・リサイクル、地球温暖化、川の水質や生物などをテーマに講師派遣を行っている。

こどもエコクラブ

環境省が進める「こどもエコクラブ事業」の事務局を平成10年度から開設し、子どもたちの自主的な環境活動を支援している。18年度は小中学校の学校単位での登録もあり4クラブ、981人の登録があった。

流域連携

可児川の流域連携として、瑞浪市と御嵩町、ならびにその地域で活動する事業者および市民団体等と「松野湖と可児川を美しくする会」を組織し、水質浄化の啓発と水源である松野湖の清掃活動を実施している。

啓発活動

広報かに」紙上でコラム「環境にやさしい生活術」を掲載し、エコライフの呼びかけを隔月で行っている。また、ケーブルテレビの市の番組内で啓発を行った。

また、環境月間にあわせ、環境展示「食」から始めるエコライフ」展を市役所ロビーと図書館において実施した。

(10) 雨水貯留施設設置補助金の導入

雨水を資源として有効利用するために、下水道への接続で不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造したり新しく雨水タンクを設置する場合、工事に係る費用の2分の1以内(新設工事の場合50,000円、改造工事の場合80,000円が上限)の補助を行っている。



環境の現状と対策

1. 大気汚染

(1) 大気汚染の状況

大気汚染とは、大気中に含まれる有害物質（原因物質）により大気が汚染されることをいう

大気汚染物質には、二酸化硫黄や二酸化窒素をはじめいろいろな物質がある。これらは事業活動や自動車の排気ガスなど、我々人間の生活を営むうえで大気中に排出されてきた有害物質であり、人体や生態系に悪影響を及ぼす。

大気汚染物質は、大気汚染防止法等で規制が加えられ個々の排出量自体は抑えられてきているが、消費社会が拡充 拡大するなかでその排出量全体は増加してきた。

国では、工場から排出される物質や自動車の排ガス規制の強化、拡大、また社会問題となっているダイオキシン類や地球温暖化の問題、有害化学物質問題を含め対策を講じており それを受けて県や市でも特定事業所への定期的な立入調査や指導、各種の汚染物質の調査・測定を行っている。

(2) 大気汚染調査

大気汚染に係わる環境基準として、表 -1-6 に示すように二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて基準値が定められている。

市ではこれらの汚染物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、降下ばいじんについて、市内小学校屋上7地点で毎月「トピタノールアミノ紙法（TEA法）」により測定を実施している。また、酸性雨の調査を市役所庁舎屋上にて実施している。平成 14 年度末には今渡北小学校内に自動車排ガスの自動測定局が設置された。この測定局では、一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、風向・風速について自動計測が行われている。測定の速報値については岐阜県の下記の Web ページにて随時公開されている。

「岐阜県下の現在の大気状況」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11142/teleme/index.htm>

二酸化硫黄

二酸化硫黄は無色で刺激臭のある硫黄酸化物で、粘膜、特に気道に対して刺激作用がある。二酸化硫黄等の硫黄酸化物は酸性雨の原因となるため、近年注目されている。発生源として工場のばい煙発生施設があげられるが、国内では工場等への規制の強化から、ほとんどの地域で環境基準は達成されている。

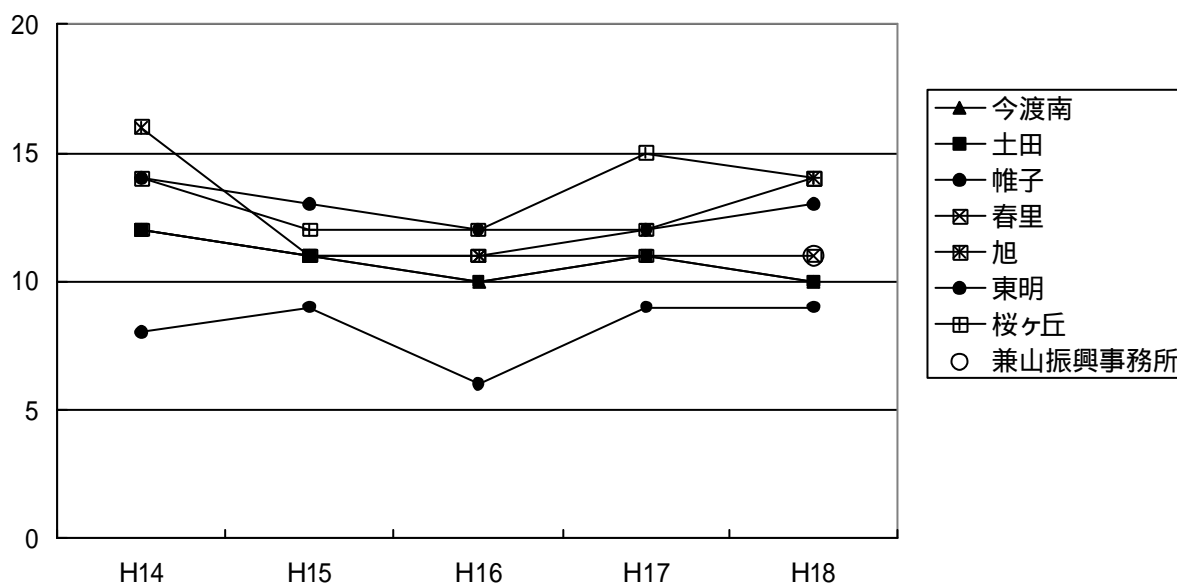
市における二酸化硫黄の測定結果を表 -1-1、図 -1-1 に示す。近年では全体的に減少の傾向にある。この測定結果はTEA法による測定のため、環境基準と比較出来ないことから、県がTEA法と自動測定器の両方で測定を行った測定結果から変換係数を導き、ppmに換算した。市全域は環境基準の長期的評価に適合していると思われる。

表 -1-1 二酸化硫黄測定値経年変化 [年平均値] (単位 : $\mu\text{gSO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)

測定地点	H14	H15	H16	H17	H18	ppm に換算
今渡南小学校	12	11	10	11	10	0.003
土田小学校	12	11	10	11	10	0.003
帷子小学校	14	13	12	12	13	0.004
春里小学校	12	11	11	11	11	0.003
旭小学校	16	11	11	12	14	0.004
東明小学校	8	9	6	9	9	0.003
桜ヶ丘小学校	14	12	12	15	14	0.004
兼山振興事務所	-	-	-	-	11	0.003

図 -1-1 二酸化硫黄測定値経年変化[年平均値]

($\mu\text{gSO}_2/\text{日} / 100\text{cm}^2\text{TEA}$)



二酸化窒素

二酸化窒素は物の高温燃焼によって発生する物質で、主な発生源は工場等のばい煙発生施設や自動車である。赤褐色の刺激性ガスで水に溶解しにくいので肺深部に達し、高濃度の場合は急性中毒死の例がある。二酸化窒素による大気汚染は、全国的にみて自動車等の台数の増加などにより 10 年前ほどから改善されておらず、環境基準を達成していない地域も一部ある。

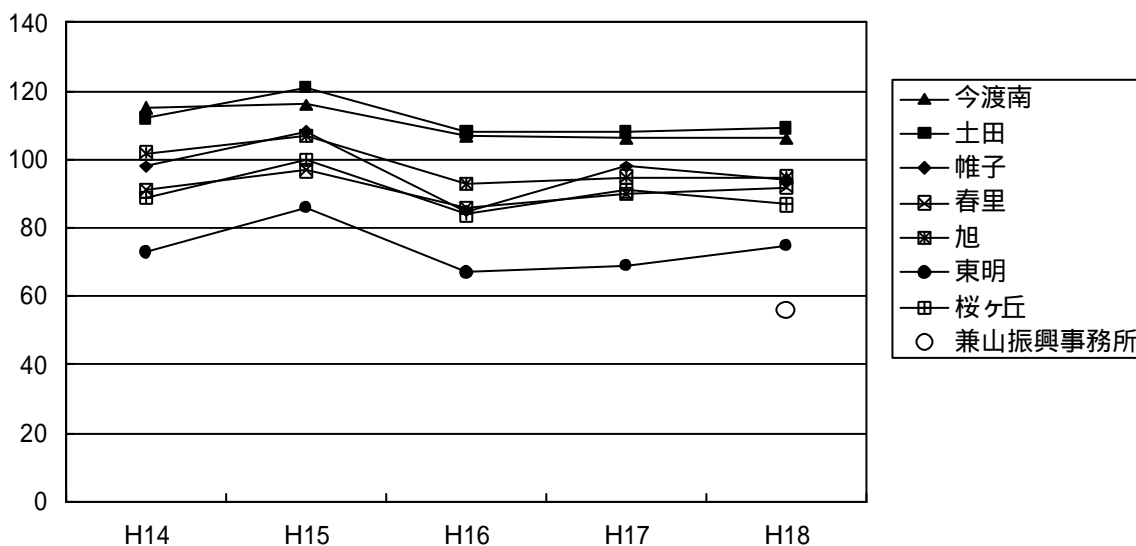
平成 18 年度の市内における測定では、数年前からほぼ横ばいの数値で推移している。この測定結果は TEA 法による測定のため、環境基準と比較出来ないことから、県が TEA 法と自動測定器の両方で測定を行った測定結果から変換係数を導き、ppm に換算した。その結果、市内の数値は各測定局ではいずれも環境基準を満足していることから、二酸化硫黄同様、市内全域は環境基準の長期的評価に適合しているものと推測される。

表 -1-2 二酸化窒素測定値経年変化 [年平均値] (単位 : $\mu\text{gNO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)

測定地点	H14	H15	H16	H17	H18	ppm に換算
今渡南小学校	115	116	107	106	106	0.019
土田小学校	112	121	108	108	109	0.020
帷子小学校	98	108	85	98	94	0.017
春里小学校	91	97	86	90	92	0.017
旭小学校	102	107	93	95	95	0.017
東明小学校	73	86	67	69	75	0.014
桜ヶ丘小学校	89	100	84	91	87	0.016
兼山振興事務所	-	-	-	-	56	0.01

図 -1-2 二酸化窒素測定値経年変化 [年平均値]

($\mu\text{gNO}_2/\text{日}/100\text{cm}^2\text{TEA}$)



降下ばいじん

降下ばいじんは、種々の有害物質を含んでおり、量の多い場合は洗濯物を汚したり農作物に被害を与えたりすることもある。

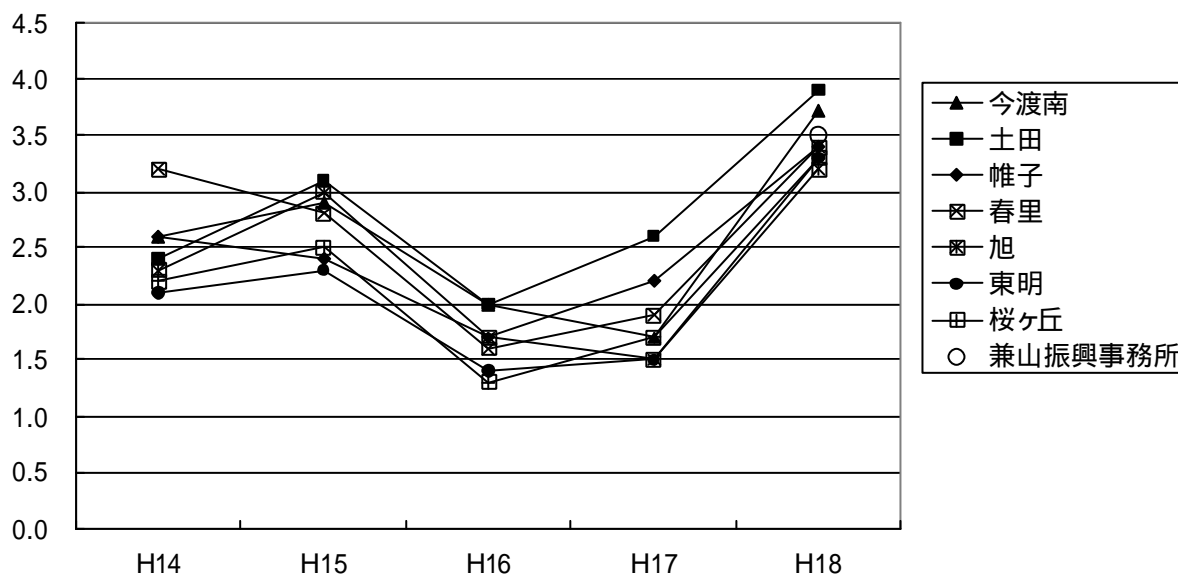
降下ばいじんについては、簡易ダストジャーを用いて、市内7ヶ所の小学校の屋上で測定を行っている。測定値は数年前からほぼ横ばいの数値で推移しているが、平成18年度の調査では、数値の上昇が確認されたため、今後の動向を見守る必要がある。

表 -1-3 降下ばいじん測定値経年変化 [年平均値] (単位 t/km²/月)

測定地点	H14	H15	H16	H17	H18
今渡南小学校	2.6	2.9	2.0	1.7	3.7
土田小学校	2.4	3.1	2.0	2.6	3.9
帷子小学校	2.6	2.4	1.7	2.2	3.4
春里小学校	3.2	2.8	1.6	1.9	3.4
旭小学校	2.3	3.0	1.7	1.5	3.2
東明小学校	2.1	2.3	1.4	1.5	3.3
桜ヶ丘小学校	2.2	2.5	1.3	1.7	3.3
兼山振興事務所	-	-	-	-	3.5

図 -1-3 降下ばいじん測定値経年変化 [年平均値]

(t/km²/月)



酸性雨

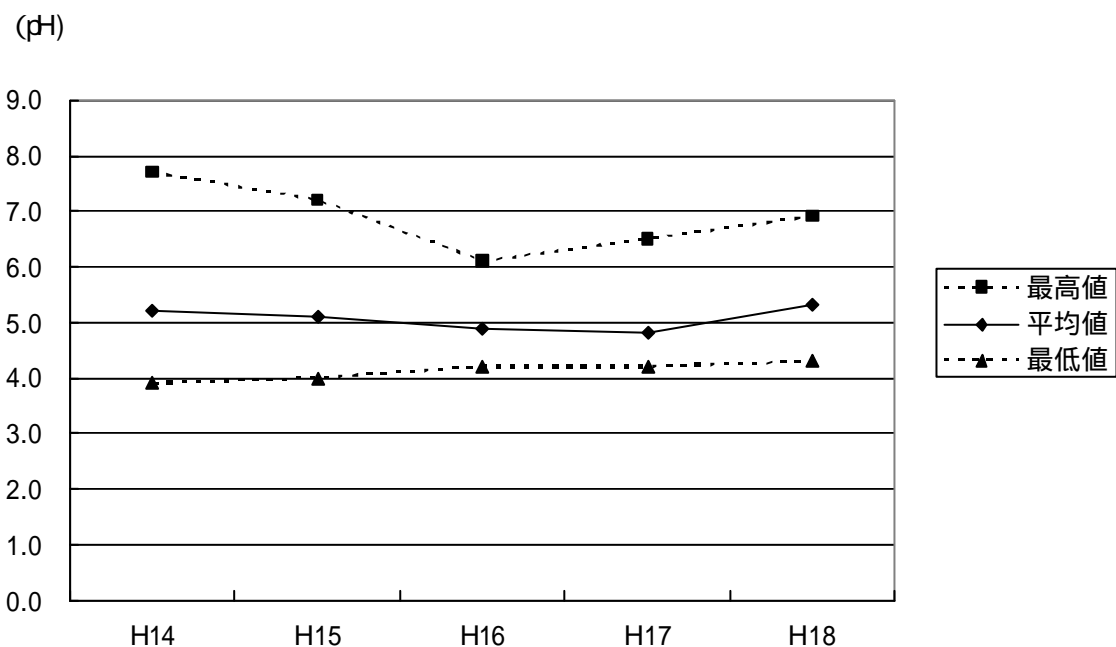
酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が取り込まれて、強い酸性を示すようになった雨のことをいう。一般に、雨はごく自然な状態でも、pHは 5.6~7.0 とやや酸性になっている。これは、大気中に水に溶けると酸性を示す二酸化炭素が含まれており、雨水にも溶け込んでいるからである。したがって酸性雨は通常 pH5.6 以下の雨のことをいう。酸性雨は森林や文化財等に被害を与え、地球全体での問題となっている。

市では、酸性雨の実態を把握するため、平成 6 年度より市役所本庁舎屋上にて酸性雨の調査を行っている。平成 18 年度の pH 平均値は 5.3 で、全国レベル pH 4.5 ~ 5.8 と同程度である。

表 -1-4 降雨の pH 測定値経年変化 (ろ過式雨水採取装置)

年度	H14	H15	H16	H17	H18
平均値	5.2	5.1	4.9	4.8	5.3
最高値	7.7	7.2	6.1	6.5	6.9
最低値	3.9	4.0	4.2	4.2	4.3

図 -1-4 降雨の pH 測定値経年変化 (ろ過式雨水採取装置)



(3) 大気汚染防止法等に基づく届出状況

大気汚染防止法および岐阜県公害防止条例に基づく、市における大気汚染に関する特定施設の届出状況は、表 -1-5 のとおりである。(資料 :中濃振興局)

表 -1-5 の1 ばい煙発生施設届出事業所数

(大気汚染防止法)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設 の 区 分	事業所数
ボイラー	59
金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	2
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	6
乾燥炉	2
廃棄物焼却炉	3
ガスタービン	2
ディーゼル機関	8
計	82

(岐阜県公害防止条例)

施設 の 区 分	事業所数
セロファンの製造の用に供する製膜施設並びにパルプ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設	1

表 -1-5 の2 粉じん等発生作業実施届出事業所数

(岐阜県公害防止条例)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設 の 区 分	事業所数
吹付け塗装機を使用する作業	10

表 -1-5 の3 粉じん等発生施設届出事業所数

(岐阜県公害防止条例)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設 の 区 分	事業所数
動力打綿機 (繊維工業の用に供するもの)	1
合成樹脂製造業の用に供する反応施設	1
窯業、土石製品製造業の用に供するもの	
・粉砕施設	4
・ふるい分け施設	2
・セメント加工施設のうちセメントホッパー、バッチャプラント及び砂利選別施設	4
ガラス繊維、同製品製造業の用に供する樹脂加工施設	1
鉄鋼業、非鉄金属製造業又は金属製品製造業の用に供するもの	
・砂処理施設	2
・表面処理施設	10
計	25

(4) 大気汚染苦情の現状と対策

平成 18 年に受理した大気関係の苦情は 3 件であり、発生源は製造業が 2 件、運輸業が 1 件であった。苦情件数では前年度の 7 件と比較し、減少した。

大気環境に関する苦情内容は、主に粉塵の飛散によるものであった。

(5) 参考資料

表 -1-6 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	測定方法
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.02mg/m ³ 以下であること。	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法

表 -1-7 岐阜県大気汚染測定車「あおぞら」による測定結果

測定地点：可児市役所

区分		平成17年度	平成18年度
調査期間		5月12日～26日	測定が行われなかったため、データなし。
最多風向		W	
平均風速(m/s)		1.3	
二酸化硫黄	1時間値の最高(ppm)	0.015	
	1日平均値の最高(ppm)	0.008	
	1時間値の全平均(ppm)	0.005	
浮遊粒子物質	1時間値の最高(mg/m ³)	0.045	
	1日平均値の最高(mg/m ³)	0.027	
	1時間値の全平均(mg/m ³)	0.018	
一酸化窒素	1日平均値の最高(ppm)	0.023	
	1時間値の全平均(ppm)	0.007	
二酸化窒素	1日平均値の最高(ppm)	0.027	
	1時間値の全平均(ppm)	0.021	
一酸化炭素	1日平均値の最高(ppm)	0.90	
	1時間値の全平均(ppm)	0.70	
オキシダント	昼間1時間値の最高(ppm)	0.086	
	昼間1時間値の平均(ppm)	0.029	
非メタン炭化水素	1時間値の最高(ppmC)	1.00	
	6～9時の前平均(ppmC)	0.16	
メタン	1時間値の最高(ppmC)	2.72	
	6～9時の前平均(ppmC)	1.84	

2.水質汚濁

(1) 水質汚濁の状況

最近の河川汚濁の原因は、工場排水によるものから、台所や風呂、浄化槽の排水といった生活排水によるものに比重が移っている。生活排水は、窒素、りんなどの栄養塩類を多量に含んでおり、河川での藻の大量発生や海洋での赤潮の発生など、富栄養化現象の原因となっている。

市は一級河川可児川が市内を東西に貫流し、その可児川に10の支川が流入している。水質については、全体的にきれいな河川とは言えない状態が続いている。

平成元年度に久々利地区において特定環境保全公共下水道が供用開始されて以来、流域関連公共下水道、農業集落排水事業により下水道整備を進めており、平成18年度末では下水道計画区域の約72.5%の整備が終わっている。また、下水道計画区域外については、可児市合併処理浄化槽設置事業により補助事業として合併処理浄化槽の普及を図っている。

また、平成10年4月から岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱により設置される浄化槽は、全て合併処理浄化槽(し尿と併せて生活排水を処理する浄化槽)となったが、これより以前に単独浄化槽(し尿のみを処理する浄化槽)を設置した家庭からの生活排水は、処理されることなく河川等公共水域に流れ出しているのが現状である。

なお、平成6年3月1日付けで可児川水系(可児市、御嵩町と多治見市の一部)が「水質汚濁防止法」の生活排水対策重点地域の指定を受けたことにより、「可児市生活排水対策推進計画」を策定、更に平成14年3月に計画を改定し、目標を設定して生活排水対策を一層推進しているところである。

(2) 可児川及び流域河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する項目(生活環境項目)と、人の健康の保護に関する項目(健康項目)について設定されている。このうち生活環境項目については、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、水域ごとにAAからEまでの6段階の類型に区分されており、pH・BOD・DO・SS及び大腸菌群数の5項目について、それぞれ類型ごとに基準値が定められている。本市内では、可児川本川が類型指定を受けており、可児川と久々利川の合流点より上流がB類型水域、その下流がC類型水域となっている。

本年度は、可児川及び流域河川水質調査として、前記の生活環境項目5項目に加えてTOCとCOD・全りん・全窒素・陰イオン界面活性剤の項目について年に4回、可児川本川12ヶ所とその支川13ヶ所で調査を実施した。また、健康項目については、可児川有害物質分析調査として、可児川の最下流の橋(はね橋)で年1回採水して調査した。さらに5月には本川2ヶ所と2支川各1ヶ所で生物調査を実施し、河川の汚れ具合を生息生物から調査した。

可児川本川の水質調査結果

平成 18 年度の可児川本川の水質は、すべての測定地点において BOD では 3.0mg/l、SS では 25.0mg/l を下回っており DO では 5.0mg/l を上回る結果となっているものの、大腸菌群数についてはほぼ全ての地点で環境基準値を超えておりきれいな川とは言えない状態が続いている。

表 -2-1 可児川本川水質調査結果 [年平均値]

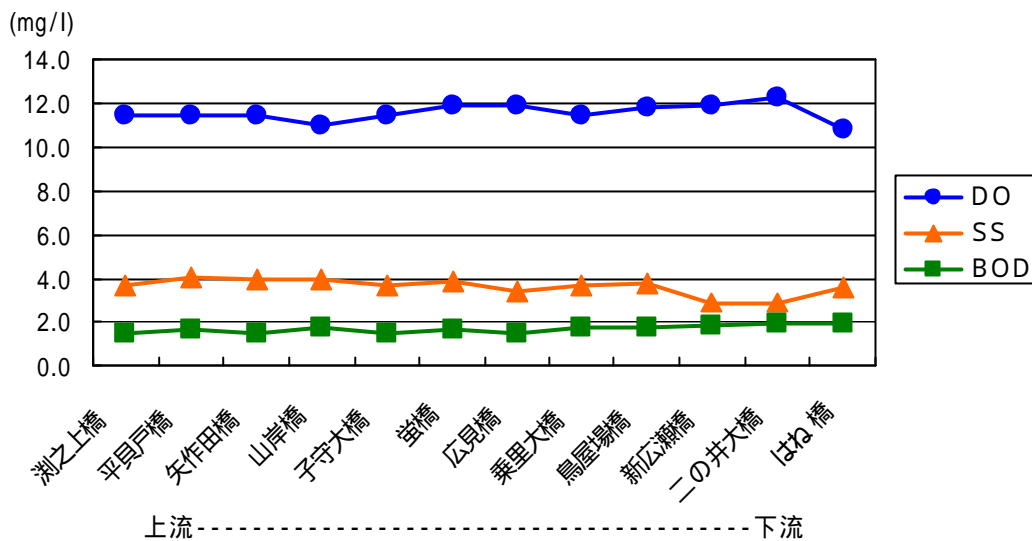
測定地点	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全リン (mg/l)	TOC (mg/l)	陰イオン界面活性剤 (mg/l)
淵之上橋	7.4	1.5	3.6	3.7	11.5	* 22000	1.0	0.092	2.1	0.063
平貝戸橋	7.7	1.6	3.8	4.1	11.5	* 21000	1.1	0.086	2.2	0.053
矢作田橋	7.8	1.5	3.9	4.0	11.5	* 6100	1.1	0.085	2.2	0.053
山岸橋	7.8	1.7	3.9	4.0	11.0	* 27000	1.1	0.083	2.4	0.060
子守大橋	8.0	1.5	4.0	3.7	11.5	* 7300	1.0	0.100	2.5	0.053
蛭橋	8.1	1.6	3.8	3.9	11.9	* 11000	1.1	0.100	2.4	0.060
広見橋	8.5	1.5	3.7	3.5	11.9	* 8900	1.1	0.097	2.4	0.060
乗里大橋	8.1	1.7	4.1	3.7	11.5	* 16000	1.1	0.088	2.5	0.060
鳥屋場橋	8.1	1.7	4.0	3.8	11.8	* 8300	1.1	0.089	2.4	0.080
新広瀬橋	8.3	1.8	4.4	2.9	11.9	31000	1.3	0.100	2.4	0.070
二の井大橋	* 8.8	1.9	3.9	2.9	12.3	13000	1.4	0.110	2.4	0.063
はね橋	8.0	1.9	3.9	3.6	10.8	12000	1.5	0.150	2.3	0.080

(注) pH・・・水素イオン濃度 COD・・・化学的酸素要求量
 DO・・・溶存酸素 SS・・・浮遊物質質量
 BOD・・・生物化学的酸素要求量
 *・・・環境基準を満たしていない数値

表 -2-2 環境基準

	可児川上流	可児川下流
対象地点	淵之上橋、平貝戸橋、矢作田橋、 山岸橋、子守大橋、蛭橋、広見橋、 乗里大橋、鳥屋場橋	新広瀬橋、二の井大橋、はね橋
類型	B類型流域	C類型流域
pH	6.5 ~ 8.5	6.5 ~ 8.5
BOD	3mg/l以下	5mg/l以下
SS	25mg/l以下	50mg/l以下
DO	5mg/l以上	5mg/l以上
大腸菌群数	5000MPN/100ml以下	

図 -2-1 可児川本川水質流下変化 [年平均値]



可児川支川の水質調査結果

可児川の支川は小河川であるため、生活雑排水、浄化槽放流水、工場排水の影響を受けやすく水質変動が著しい。各支川は、環境基準の類型指定を受けておらず環境基準値はそのまま適用はされないが、すべての支川においてBODでは3.0mg/l、SSでは25.0mg/lを下回っておりDOでは5.0mg/lを上回る結果となっている。

表 -2-4 可児川支川水質調査結果 [年平均値]

河川名	測定地点	pH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	TOC (mg/l)	陰イオン界面活性剤 (mg/l)
瀬田川	山岸小橋	7.6	1.5	4.4	4.8	10.6	57000	1.2	0.110	2.6	0.06
中郷川	可児川合流前	7.7	2.0	4.4	3.8	10.3	30000	1.6	0.110	2.8	0.09
姫川	脇田橋	7.9	1.8	3.4	2.5	11.6	410000	1.8	0.100	1.9	0.07
久々利川	大森大橋	8.4	1.8	4.3	3.3	11.8	11000	1.5	0.097	2.5	0.07
谷迫間川	可児川合流前	7.6	1.6	3.2	3.7	10.5	38000	1.2	0.063	1.8	0.14
横市川	湯之島橋	8.0	1.9	3.6	3.6	11.3	12000	1.4	0.130	2.0	0.06
矢戸川	中切川合流前	8.1	1.5	3.2	3.2	11.6	4400	1.2	0.130	1.9	0.07
山座川	国道41号線下	8.0	1.1	2.8	1.6	10.6	11000	1.2	0.070	1.7	0.05
大森川上流	小松橋	6.9	1.8	3.2	2.8	9.5	18000	1.4	0.032	1.6	0.06
大森川下流	岩端橋	7.7	1.9	3.5	2.9	11.0	10000	2.0	0.180	2.1	0.07
久々利川	森本橋	8.2	2.5	4.8	4.2	12.1	45000	1.3	0.081	2.3	0.06
中郷川	二野中橋	7.5	2.0	4.4	3.9	11.1	4300	1.3	0.067	2.8	0.07
中切川	駒返橋	8.4	1.6	3.3	2.8	11.3	40000	1.6	0.110	2.5	0.08

(注) pH・・・水素イオン濃度 COD・・・化学的酸素要求量
 DO・・・溶存酸素 SS・・・浮遊物質
 BOD・・・生物化学的酸素要求量

可児川有害物質分析調査

有害物質については、「人の健康の保護に関する環境基準」として従来のカドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCBの8物質に加え、平成5年度にジクロロメタン等15物質(工場から排出される有機塩素化合物やゴルフ場等で使用される農薬等)が追加され、鉛、ひ素の基準値が強化された。その後平成11年2月に、ほう素、ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目が追加され、現在26項目となっている。

平成18年度も、可児川最下流部の土田地内はね橋において、1回採水を行い分析した。検査結果については、いずれの物質についても基準を満たしている。

表 -2-5 可児川有害物質分析調査結果

調査地点：可児川はね橋

項目	環境基準値	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
カドミウム	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
鉛	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-
ひ素	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05 mg/l以下	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005mg/l以下	-	-	-	-	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン(D-D)	0.002 mg/l以下	-	-	-	-	-
チウラム	0.006 mg/l以下	-	-	-	-	-
シマジン(CAT)	0.003 mg/l以下	-	-	-	-	-
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	0.02 mg/l以下	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
セレン	0.01 mg/l以下	-	-	-	-	-
ほう素	1 mg/l以下	0.03mg/l	0.03mg/l	0.02mg/l	0.04mg/l	-
ふっ素	0.8 mg/l以下	0.1mg/l	0.1mg/l	0.1mg/l	0.1mg/l	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	1.2mg/l	1.7mg/l	1.4mg/l	1.9mg/l	1.2mg/l

備考： は不検出

可児川本川、支川生物調査

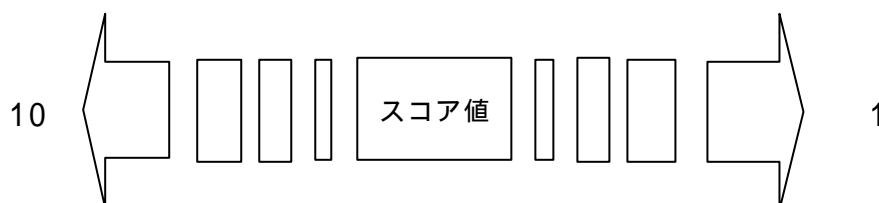
平成18年5月22日に可児川本川2ヶ所と支川各1ヶ所で、生息生物と付着藻類による河川の汚れを調査した。

表 -2-6 生物調査結果

目・網名	科名	スコア	可児川		矢戸川	久々利川
			矢作田橋	二の井大橋	中切川合流前	森本橋
カゲロウ目	ヒラタカゲロウ科	7				
	コカゲロウ科	6				
	モンカゲロウ科	7				
トンボ目	サナエトンボ科	7				
トビケラ目	シマトビケラ科	6				
コウチュウ目	ヒラタドロムシ科	6				
	ナベブタムシ科	6				
ハエ目	ユスリカ科	3				
ミミズ網		2				
ヒル網		2				
TS値		-	24	54	36	25
総科数		-	5	9	7	5
ASPT値		-	4.8	6.0	5.1	5.0

表中の は確認されたことを示す。

ASPT値の見方



汚濁の程度が少なく、
自然の状態に近いなど、
人為影響も少ない
河川環境

汚濁の程度が大きく、
周辺開発が進むなど、
人為影響が大きい
河川環境

算出式：評価値 = 平均スコア値 (ASPT値) = 総スコア値 (TS値) / 採集された試料の総数

(3) 水質汚濁防止法等に基づく届出状況

水質汚濁防止法および岐阜県公害防止条例に基づく、市における水質汚濁に関する特定施設の届出状況は、表 -2-7 のとおりである。(資料 :中濃振興局)

表 -2-7 水質汚濁に関する特定施設届出事業所数

(水質汚濁防止法)

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

業種区分	事業所数
畜産農業又はサービス業の用に供する施設	14
野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	2
飲料製造業の用に供する施設	2
豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	9
パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	2
セメント製品製造業の用に供する施設	5
生コンクリー製造業の用に供するパッチャープラント	7
窯業原料(わ葦原料を含む。)の精製業の用に供する施設	3
非鉄金属製造業の用に供する施設	1
金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む)の用に供する施設	7
水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	20
電気めっき施設	3
旅館業の用に供する施設	19
共同調理場に設置される厨房施設	2
飲食店に設置される厨房施設	6
洗濯業の用に供する洗浄施設	21
写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	22
地方卸売市場に設置される施設	1
自動式車両洗浄施設	33
科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	4
一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設	6
トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設	1
し尿処理施設(指定地域特定施設を含む。)	106
下水道終末処理施設	1
計	299

(岐阜県公害防止条例)

業種区分	事業所数
陶磁器、同関連製品製造業の用に供するスプレー式施釉施設	3
段ボール製造業の用に供するのり付け施設	1
畜産業の用に供する畜舎	13
自動車整備業の用に供する車体洗浄施設及び部品洗浄施設並びに給油所	56
吹付け塗装業の用に供する廃棄洗浄施設	1
大理石製造業又はテラゾー製造業の用に供する石材切截施設及び湿式研磨施設	1
計	75

(4) ゴルフ場の農薬等立入検査の実施

市内には、8ヶ所のゴルフ場があり、県内で3番目に数の多い自治体である。市では、農薬の使用状況等を確認するため、年1回全ゴルフ場に立入検査及び水質調査を実施している。

・農薬の使用状況

県の指導要綱により、農薬の使用量を極力減らすよう各ゴルフ場に指導しており、ゴルフ場も使用量を減らすように努めている。また、C類(劇薬扱い)の農薬を使わないゴルフ場が増えている。

・排水水の農薬検査

県の指導により、全ゴルフ場が定期的に農薬検査を実施しているが、単独の立入検査時にも最大排出量が見込まれる排出口1ヶ所で採水を行い、検査当日の前1ヶ月以内に使用された農薬について調査した。この検査において、排水から検出された農薬は、市内全てのゴルフ場において基準値以下であった。

(5) 水質苦情の現状と対策

18年度、水質関係の苦情は15件あった。そのうち製造業からのものが4件、運輸業からのものが2件であり、農業、サービス業、家庭生活からのものはそれぞれ1件であった。苦情の中には水質汚濁の発生源や物質が特定できないものも多く、対応に苦慮している。

市内では公共下水道及び小規模下水道(特定環境公共下水道・農業集落排水事業)が順次供用開始されているため、水質の改善が期待される。また、下水道整備や排出事業者への立入り調査の他、生活排水対策を積極的に推進していくことにより、河川の水質汚濁の改善を目指している。

(6) 生活排水対策の現状

近年の河川水質汚濁の原因は、工場からの排水より家庭や商店から流される生活排水によるものが多くなってきている。こういった家庭からの生活排水による河川等の水質汚濁を解消するため、市では公共下水道の整備を進めており、平成6年度から一部供用開始となった。また、久々利地区では特定環境保全公共下水道が、今・塩河・長洞地区では農業集落排水処理施設が供用されている。

また、平成6年3月1日付けで可児川流域の2市1町(可児市、御嵩町、多治見市の一部)が「水質汚濁防止法」の生活排水対策重点地域に指定された。それを受けて市は、「可児市生活排水対策推進計画」を策定し、総合的・体系的な生活排水対策を推進してきた。

市における今後の生活排水対策やさらに広い範囲での水環境対策には、今なお多くの課題を抱えている。前計画は、中間年度である平成13年度に内容の見直しと、今後の生活排水対策の指針となり得るよう全計画を改定した。

(7) 生活排水対策推進計画

計画の理念

生活排水対策推進計画により、市民に対し生活排水対策の必要性について普及啓発を行うと共に、下水道等の施設整備および各家庭での発生源対策により、水質の保全を図る。また、水環境の整備と自然環境の保全を図り、豊かな水が流れ、魚が泳ぎ回るようなうろいのある水辺環境をつくり、快適環境都市を目指す。

計画の目標

1. 命を育むきれいな水を守ろう
2. 生物を育みうるおいのある水環境をふやそう
3. みんなの川をみんなの手で育もう
4. 可児川流域全体で取り組もう

目標年次

平成 25 年度 (中間目標年次 :平成 18 年度)

目標水質

生活排水処理率 95%以上 (平成 18 年度末現在 88.5%)

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{汚水処理人口}}{\text{行政区域内人口}}$$

汚水処理人口とは、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽による接続人口を合計したもの。

市内の河川における水質測定の平均値が次の環境目標値を満足すること

可児川 : BOD 3.0mg/ 以下

支川 : BOD 3.0mg/ 以下

市内の河川における水生生物調査で水質階級 以上であること

生活排水処理施設等の整備

下水道の整備

農業集落排水施設の整備

合併浄化槽の普及

水辺環境の整備等

普及啓発事業

ブルーリバー作戦の徹底 (台所用水きりネットの無料配布)

河川等環境美化の推進

廃食用油回収の実施

(8) 水生生物調査 (カワゲラウオッチング) 結果

本市においては夏休み親子教室として、市内8ヶ所の一斉水質調査及び市役所北側の可児川でのカワゲラウオッチングが、市民ワーキンググループ「可児市めだかの楽校」により毎年開催されている。平成17年度においては130名が参加し、水生生物を調査したが、平成18年度は雨天のため中止となった。平成17年度の結果は下表の通りである。

調査年月日		平成17年7月18日		平成18年7月17日	
調査地点		可児川上流 (市役所北)		雨天のため、調査中止。	
天候		はれ			
水温		26.0			
川幅		15m			
採取した場所		川底			
生物を採取した場所の水深		65 c m			
流れの速さ		30 ~ 60 c m / s			
川底の状態		こぶし大の石			
水質	指標生物	見つかった指標生物の欄に 印、数が多かった上位から2種類に 印をつける。			
きれいな水	アミカ				
	ウズムシ				
	カワゲラ				
	サワガニ				
	ナガレトビケラ				
	ヒラタカゲロウ				
	ブユ				
	ヘビトンボ				
	ヤマトビケラ				
少しきたない水	イシマキガイ				
	オオシマトビケラ				
	カワニナ				
	ゲンジボタル				
	コオニヤンマ				
	コガタシマトビケラ				
	スジエビ				
	ヒラタドロムシ				
	ヤマトシジミ				
きたない水	イソコツブムシ				
	タイコウチ				
	タニシ				
	ニホンドロソコエビ				
	ヒル				
	ミズカマキリ				
	ミズムシ				
きたない大い変水	アメリカザリガニ				
	エラミミズ				
	サカマキガイ				
	セスジユスリカ				
	チョウバエ				
水質階級の判定	水質階級				
	1.出現した指標生物の種類数 (+)		4	2	2
	2.最も出現した指標生物の種類数 ()		2		
	3.合計 (1 + 2)	0	6	2	2
水質階級					

雨天のため、調査中止。

3.騒音 振動

(1) 騒音 振動の状況

騒音は日常生活に関係が深く、発生源も工場・事業所や自動車・航空機等の交通機関又は、商店や飲食店、家庭生活など多種多方面にわたっている。また、振動は騒音公害と同一発生源から同時に発生することが多い。

市は、市全域が騒音・振動の規制指定地域であり、第1種から第4種まで都市計画区域に準じて指定区域が定められており、それぞれ環境基準が設定されている。

(後載 可児市全図参照)

(2) 騒音調査

市では、毎年、一般環境騒音調査と交通騒音調査を実施している。

平成18年度においては、春に一般環境騒音調査を6地点で通日測定を行い、秋に交通騒音調査を11地点で5日間連続実施した。

一般環境騒音調査

平成18年6月に道路に面する地域一箇所と道路に面する地域以外の地域5ヶ所で騒音測定を行い、道路に面する地域については同時に交通量調査を実施した。

平成11年4月1日から騒音に係る環境基準が改正になったため、評価に等価騒音レベル(LAeq)を採用することとなった。

平成18年度は、二箇所の調査地点において環境基準を満たしていない結果となった。

表 -3-1 一般環境騒音調査結果

地域の種類	類型	騒音規制区分	測定場所	時間帯	騒音測定結果 LAeq(dB)	騒音基準 LAeq(dB)	交通量 台/10分
	車線数						
道路に面する地域	C	第3種	土田下切公民館	昼間	68.0	70以下	189.5
	2車線			夜間	64.0	65以下	85.0
一般地域	A	第1種	緑ヶ丘2丁目公園	昼間	* 61.5	55以下	
			鳩吹台公民館	昼間	* 47.1		
	B	第2種	今渡神社境内	昼間	47.0	55以下	
	C	第3種	可児市福祉センター	昼間	51.2	60以下	
兼山振興事務所			昼間	38.1			

(注)* 環境基準を超えた数値

交通騒音調査

平成 18 年 10 月に 7 日間連続で、市内の幹線道路の 11 ヶ所において交通騒音と交通量を測定した。交通騒音は 3 ヶ所を除いて基準を達成しておらず、今後の経緯を見守る必要がある。

表 -3-2 交通騒音調査結果

測定地	1日の交通量(台)	騒音測定結果(dB)		区域	車線数	環境基準 (dB)	
		昼間	夜間			昼間	夜間
小池土木前(広見)	15,420	69.6	65.0	C	2	70以下	65以下
土田下切公民館前	17,760	*70.5	*66.5	C	4		
西可児駅北(東帷子)	4,654	65.9	60.0	B	1		
R248 線上(谷迫間)	13,662	*71.2	*66.4	B	2		
船岡公民館前(下恵土)	15,123	*71.1	65.0	B	2		
兼山振興事務所前(兼山)	5,813	66.6	59.9	C	1		
大森台西入口(下切)	13,196	*71.1	*65.7	B	2	65以下	60以下
総合会館前(広見)	10,454	*68.5	*62.8	C	2		
春里公民館前(矢戸)	9,300	*67.5	59.8	B	2		
弥勒寺前(下恵土)	7,672	*65.5	59.0	B	2		
東可児派出所前(臯ヶ丘)	14,840	*70.9	*64.2	A	2	60以下	55以下

(注)* 環境基準を超えた数値

(3) 騒音 振動規制法等に基づく届出状況

騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例に基づく、本市における騒音及び振動に関する特定施設の届出状況は、表 -3-3 の 1 及び表 -3-3 の 2 のとおりである。また、特定建設作業の届出状況は表 -3-3 の 3 及び表 -3-3 の 4 のとおりである。

表 -3-3 の1 騒音発生施設届出事業所数

騒音規制法

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	49	616
空気圧縮機及び送風機	105	1,201
土石用破砕機等	7	22
織機	0	0
建設用資材製造機械	7	9
穀物用製粉機	0	0
木材加工機械	10	93
抄紙機	1	13
印刷機械	6	65
合成樹脂用射出成形機	9	111
鋳造型機	2	5
計	196	2,135

岐阜県公害防止条例

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
研磨機	7	54
空気圧縮機及び送風機	6	23
窯業焼成炉用バーナー	3	18
撚糸機	0	0
紙工機械	2	8
合成樹脂用粉碎機	3	6
高速切断機	4	15
走行クレーン	55	571
クーリングタワー	40	160
冷凍機	22	139
タイル成型用プレス	2	10
計	144	1004

表 -3-3 の2 振動発生施設届出事業所数

振動規制法

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設の種類	特定工場等実数	特定施設総数
金属加工機械	43	6.2
圧縮機	66	543
土石用破砕機等	6	25
織機	0	0
コンクリートブロックマシン等	2	13
木材加工機械	2	6
印刷機械	3	62
ロール機	0	0
合成樹脂用射出成形機	10	168
鋳造型機	1	1
計	133	1,420

表 -3-3 の3 騒音規制法に係る特定建設作業届出件数 (平成 18 年度)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	0
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	24
空気圧縮機を使用する作業	7
コンクリートプラントを設けて行う作業	0
バックホウを使用する作業	24
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	8
計	63

表 -3-3 の4 振動規制法に係る特定建設作業届出件数 (平成 18 年度)

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	4
剛球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	25
計	29

表 -3-4 都市計画法の用途地域からみた区域区分

騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分	都市計画法に定める用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域
第4種区域		工業地域、工業専用地域

騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている地域あり

(4) 騒音 振動苦情の現状と対策

平成 18 年度は騒音に関する苦情が 18 件あり 製造業に対するものが 4 件、運輸業に関するものが 3 件、建設業に対するものが 2 件であった。振動に関する苦情は 1 件であり 製造業に対するものであった。

人口の増加が続き、人口密集地が拡大している現在、こういった苦情が今後も続くことが予想される。

市では自動車騒音、一般環境騒音等の測定を行い、状況の把握に努めている。また必要に応じ現地調査を実施し、騒音の測定、指導などを行っている。

4. 悪臭

(1) 悪臭の状況

市は、全域が悪臭防止法第 3 条に規定される指定地域となっている。悪臭は、人の感覚に知覚されるものであるが、人の嗅覚には著しい個人差があり、悪臭規制物質以外の物質が悪臭源となっている場合が少なくなく、悪臭公害の判定には困難を伴う場合が多い。悪臭の発生源も、工場や事業所におけるものから、商店・飲食店・家庭生活等日常生活から発生するものなど多種多様であり、原因物質も数十万種類存在すると言われている。

平成 5 年 6 月 18 日付けで悪臭防止法施行令が改正され、悪臭物質として新たに 10 物質追加された。これに伴い、県においても平成 7 年 1 月 20 日付けで「悪臭物質の規制基準」を改正し、悪臭追加物質の規制基準を設定した。これらの規制基準は平成 7 年 4 月 1 日から適用されている。

(2) 悪臭測定調査

市においては昭和 58 年度より毎年、パルプ工場周辺で年 2 回、臭気の強い 3 地点において調査を実施している。平成 18 年度はメチルメルカプタン、硫化水素及び硫化メチルが検出されたが、いずれも規制基準値以下であった(表 -4-1)。

また、2 時間ごとに 10 回、最も臭気の強い地点での測定を年 1 回行っており平成 18 年度の調査においてはメチルメルカプタン、硫化水素及び硫化メチルが検出されたが、いずれも規制基準値以下であった(表 -4-2)。

表 -4-1 悪臭物質測定結果

(単位 ppm)

測定物質	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	規制基準値
硫化水素	0.01	0.005	0.001	0.02	0.0029	0.02
メチルメルカプタン	-	-	0.0008	-	0.0006	0.002
硫化メチル	0.002	0.004	0.01	0.002	0.0051	0.01
二硫化メチル	-	-	-	-	-	0.009

備考: は不検出

不検出とは、次の定量限界値未満の意味である。

硫化水素 0.001ppm メチルメルカプタン 0.0005ppm

硫化メチル 0.001ppm 二硫化メチル 0.001 ppm

各年度の数値は、それぞれ年 2 回 3 地点測定のうち最高値である。

測定結果は、敷地境界線上の数値である。

表 -4-2 悪臭物質通日測定結果

(単位 :vol ppm)

採取時刻	硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
9:00			0.0020	
11:00			0.0014	
13:00				
15:00			0.0002	
17:00	0.0027	0.0002	0.0080	0.0007
19:00			0.0002	
21:00			0.0002	
23:00			0.0001	
1:00			0.0002	
3:00			0.0002	
環境基準	0.02	0.002	0.01	0.009

測定日 :平成 18 年 10 月 12 日 (晴) 13 日 (晴)

備考: は不検出

不検出とは、次の定量限界値未満の意味である。

硫化水素 0.0005ppm メチルメルカプタン 0.0001ppm

硫化メチル 0.0001ppm 二硫化メチル 0.0003ppm

(3) 悪臭苦情の現状と対策

平成 18 年度に悪臭に関する苦情は 76 件あり、農業上の焼却など規制の対象にならない焼却によるものが最も多かった。

悪臭の苦情は、人の感覚によるところが大きく、原因不明の場合や、悪臭規制対象物質とならない場合または規制対象物質で規制基準値内でも苦情は発生するため、対応に苦慮している。

また、人口増加により住宅地が広がり、工場及び農地と住宅の混在する箇所が増え、今までと全く変わらない操業や作業内容においても苦情の対象となるケースが増えている。更に、生活行動への苦情が増加し、今までであれば近所付き合いの中で解決できていた問題が、その解決を求めて持ち込まれるケースが増えてきている。

今後は、官能式臭気測定法の確立や消臭技術の進歩を伺いながら、市としても指導を行っていくことになるであろう。

(4) 参考資料

表 -4-4 主要悪臭発生源事業場

悪臭物質	主要発生源事業場
アンモニア	畜産農業、鶏糞乾燥場、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、複合肥料製造業等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場、化製場等
硫化メチル 二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	酢酸製造業、酢酸ビニル製造業、たばこ製造業、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
スチレン	スチレン製造業、ポリスチレン製造加工業、SBR製造業、FRP製品製造業、化粧合板製造業等
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、化製場、畜産事業所、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	畜産事業所、でん粉製造工場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、し尿処理場、化製場、廃棄物処理場等
トレン キシレン 酢酸メチル メチルイソブチルケトン イソブタノール	塗装工場、その他の金属製品製造工場、木工工場、自動車修理工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルパレルアルデヒド イソパレルアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、印刷工場、自動車修理工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等

5.ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類は、1960年代のベトナム戦争で使用された枯れ葉剤に不純物として含まれており、その結果、生殖異常をはじめとする人体被害が明らかとなり、その毒性が広く知られている。そして、ダイオキシン類がごみ焼却炉の焼却灰や排ガスより発見され、社会問題として急速に注目された。

このダイオキシン類は「環境ホルモン」として作用することによって、きわめて微量でも生物の生殖機能や免疫機能を攪乱し、子孫までも深刻な影響を与える可能性が指摘されている。

市では、市役所屋上と歴史と文化の森において、環境大気中及び土壌のダイオキシン類調査を実施した。その結果、大気、土壌いずれも環境基準に適合していた。

表 -5-1 ダイオキシン類調査結果

項目	調査地点		平成 17 年度	平成 18 年度	環境基準
大気	可児市役所屋上	8 月	0.031pg-TEQ/m ³	0.019pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³
		1 月	0.022pg-TEQ/m ³	0.035pg-TEQ/m ³	
	工業団地周辺	8 月	0.031pg-TEQ/m ³	0.014pg-TEQ/m ³	
		1 月	0.024Pg-TEQ/m ³	0.035pg-TEQ/m ³	
土壌	歴史と文化の森 (可児市広見)	8 月	4.4pg-TEQ/g	4.4pg-TEQ/g	1000pg-TEQ/g

6. 廃棄物

(1) 廃棄物の処理

市では、一般廃棄物を可燃ごみ、不燃ごみ(ガラス類・金物類・陶磁器類、乾電池)及びし尿(生し尿、浄化槽汚泥)に分けて平成10年5月まで処理していたが、近年の環境問題の高まり、廃棄物最終処分場の枯渇問題等により、同年6月からリサイクル事業として分別収集を開始した。

この分別収集は、飲食用ビンが無色・茶色・その他色・生きビンの4種類、飲食用カンをアルミカン・スチールカンの2種類、ペットボトル及び発泡スチロールの計4種8品目の収集を、各地域のリサイクルステーション(主に既設不燃ごみ集積場)を利用して行った。これとは別に、水銀等を含む蛍光灯・体温計も、乾電池と併せて特別ごみとしての拠点回収を同時に開始した。

このリサイクル事業等により、不燃ごみのガラス類・金物類の排出量は減少したものの、近年のダイオキシン問題等で可燃ごみ排出量の増加は著しく、特に事業系可燃ごみ排出量が多くなっている。

また、平成11年4月から不燃ごみの指定袋制度、同年6月から粗大ごみの指定シール制度による有料化が導入された。さらに平成12年6月からその他紙製容器包装の分別収集も開始し、5種9品目となった。平成11年4月から可児市生活学校において、総合会館分室駐車場で「市民リサイクルステーション」が開設された。そして平成18年12月には可児工業団地内に「可児市エコドーム」がオープンし、全天候に対応できるようになった。

これら一般廃棄物の処分については、可燃ごみ・粗大ごみ・ガラスごみ・金物ごみ・蛍光灯・飲食用ビン・し尿を可茂衛生施設利用組合(本市を含む2市8町村で運営する一部事務組合)で行い、陶磁器ごみを市内大森及び兼山地区の一般廃棄物最終処分場で埋立処分している。その他リサイクル資源の分別収集品目や乾電池については民間業者へ再生処理を委託している。

さらに、平成18年7月には「可児市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理基本計画編において、今後における可児市のごみ減量対策等を推進している。

なお、可茂衛生施設利用組合においては、長年懸案であった新ごみ処理施設を一体化した公園「ささゆりクリーンパーク」を市内塩河地区に整備し、平成11年4月から操業を開始しており、旧ごみ処理施設があった美濃加茂市牧野地区ではし尿及び浄化槽汚泥の再生処理を引き続き行っている。また汚泥再生処理施設については、3プラント300kl/日の内、2プラント200kl/日を廃止し、平成16年4月から新プラント100kl/日の操業を開始している。

表 -6-1 生活系一般廃棄物処理形態

(平成 19 年 4 月 1日現在)

種類	収集形態	収集回数	処分先	排出方法
可燃ごみ	委託	週 2 回	可茂衛生施設利用組合 (ささゆりクリーンパーク)	有料指定袋
不燃ごみ 金物類	委託	月 1 回	同上	有料指定袋
不燃ごみ ガラス類	委託	月 1 回	同上	有料指定袋
不燃ごみ 陶磁器類	委託	隔月 1回	一般廃棄物最終処分場	有料指定袋
(1回の排出が 20kg を 超える場合)	(直営)	(月 2 回)	(大森瓦礫処分場)	(直接搬入)
粗大ごみ	委託	月 1 回	ささゆりクリーンパーク	有料シール
資源ビン 4 種類	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルボックス
資源カン 2 種類	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルボックス
資源ペットボトル	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルネット
資源トレイ	委託	月 1 回	再資源化業者	リサイクルネット
発泡スチロール				
資源紙容器	委託	月 1 回	再資源化業者	十字に縛る
特別ごみ	直営	拠点回収	群馬県内リサイクル施設	回収ボックス
(廃乾電池)				
特別ごみ	直営	拠点回収	大阪府内一般廃棄物 最終処分場	回収ボックス
(蛍光灯 体温計)				
生し尿	許可	随時	可茂衛生施設利用組合 (緑ヶ丘クリーンセンター)	業者汲み取り
浄化槽汚泥	許可	随時	同上	業者清掃

上記以外の生活系一般廃棄物や事業系一般廃棄物については、収集許可業者に委託するなど、排出者の責任において適正に処理

(2) ごみの減量・再資源化

可茂衛生施設利用組合で処分されるごみは、近年増え続けている。特に可燃ごみは旧処理施設の能力(100 t/16時間)を超えた量が搬入されていたため、深刻な問題となっていた。このため、地域の理解を得て、可燃ごみ処理能力240 t/24時間を有する施設などを一体化した公園「ささゆりクリーンパーク」の整備を進め、平成11年4月から操業を開始した。この可燃ごみ処理施設は、焼却灰を溶融してスラグとする設備を併設している。スラグは主に路盤材としてそのほとんどが再利用されている。その他不燃ごみ等についても不燃物処理施設にて再資源化(中間処理)がなされている。

市としても資源循環型社会を構築するため、平成10年6月よりリサイクル事業として分別収集を開始したほか、微生物の働きで生ごみを堆肥に変えるイーエムボカシの普及や生ごみ減量研究施設運営委託、資源集団回収団体に対する助成、生ごみ堆肥化処理容器(コンポスト容器)・機械式生ごみ処理機及び枝葉粉碎機の購入に対する助成等、各事業により減量・再資源化に努めている。

表 -6-2 ごみ処理及び資源回収実績

(単位 :t)

品目	16年度	17年度	18年度			
	回収量合計	回収量合計	生活系ごみ 回収量	事業系ごみ 回収量	回収量合計	
可燃ごみ	24,289	25,014	17,726	7,598	25,324	
可燃粗大ごみ	392	388	179	264	443	
不燃粗大ごみ	293	277	182	65	247	
金物類	624	650	665	6	671	
ガラス類	132	130	134	2	136	
陶磁器類	528	510	509		509	
廃乾電池	31	29	29		29	
廃蛍光灯等	17	17	17	1	18	
ビン	469	454	470	12	482	
カン	146	125	124	2	126	
ペットボトル	90	87	88		88	
発泡スチロール	31	24	24		24	
紙容器	90	82	80		80	
集 団 資 源 回 収	新聞	2,242	2,223	2,274		2,274
	雑誌等	2,112	2,052	2,103		2,103
	牛乳パック	20	20	27		27
	ダンボール	592	608	615		615
	繊維類	97	96	86		86
	ビン	2	2	3		3
	カン	26	31	26		26
合計	32,223	32,819	25,361	7,950	33,311	

表 -6-3 可茂衛生施設利用組合(10市町村)ごみ処理実績

(単位 :t)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
可燃ごみ	52,116	53,628	52,075	54,134	54,935
不燃ごみ	5,281	5,002	4,799	3,764	3,770
合計	57,397	58,630	56,874	57,898	58,705

(3) ごみ減量化に向けての事業

集団資源回収事業奨励金

平成3年度より資源回収を行うボランティア団体等に対し、回収量に応じた奨励金を交付している。

表 -6-5 交付対象品目と交付金額

交付対象品目		交付金額
紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等	5円/kg
繊維類	古着等	5円/kg
金属類	アルミ缶等	5円/kg
びん類	一升びん、ビールびん等	5円/本

交付額は平成18年度実績。

表 -6-6 年度別奨励金交付額

項目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
登録団体数	30	29	29	30	30
実施回数	79	90	90	90	90
紙類(kg)	4,878,908	4,917,696	4,967,354	4,903,237	5,021,479
繊維類(kg)	122,090	115,780	97,190	95,730	86,065
金属類(kg)	32,841	32,437	31,670	30,643	31,337
びん類(本)	3,631	3,505	2,858	2,344	2,907
交付額計(円)	37,744,118	35,608,603	35,851,500	35,238,158	25,708,940

表 -6-7 各回収団体数

項目	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
子ども会	7	7	7	5	6
PTA	13	14	15	16	17
その他	10	8	7	8	7
合計	30	29	29	29	30

家庭用廃棄物等処理施設設置補助金

昭和61年度から、コンポスト容器の設置者に対し補助金を交付

平成7年度から、機械式ごみ処理機設置者に対して補助金を交付

平成14年度から、枝葉破碎機設置者に対して補助金を交付

平成16年度から、密閉式発酵容器の設置者に対して補助金を交付

補助金額	コンポスト容器	購入金額の2分の1（限度3,000円）
	機械式ごみ処理機	購入金額の2分の1（限度20,000円）
	枝葉破碎機	購入金額の2分の1（限度20,000円）
	密閉式発酵容器	購入金額の2分の1（限度1,000円）

表 -6-8 家庭用ごみ処理補助金額

施設名 年度	ごみ堆肥化処理施設							
	コンポスト容器		機械式生ごみ処理機		枝葉破碎機		密閉式発酵容器	
	基数	補助金額 (円)	基数	補助金額 (円)	基数	補助金額 (円)	基数	補助金額 (円)
14年度	49	100,600	165	3,159,100	71	1,061,400		
15年度	41	97,300	108	2,066,800	83	1,185,800		
16年度	22	48,000	124	2,391,000	29	351,100	45	38,300
17年度	23	55,600	118	2,337,500	26	300,200	16	16,400
18年度	16	39,000	107	2,065,300	38	410,500	8	6,400

生ごみ減量研究事業

平成11年7月に、生ごみの堆肥化等、環境にやさしい生ごみの処理方法を研究する「生ごみ減量研究施設」がささゆりクリーンパーク内に完成し、平成11年8月からイーエムボカシを利用した研究を開始。

イーエムボカシの普及

- ・イーエムボカシの販売
- ・イーエムボカシを利用した生ごみ減量化モデル事業の実施（平成8～15年度）
- ・イーエムボカシ1袋600g入り200円を市が100円助成し100円で販売（平成16年度～）

表 -6-9 イーエムボカシ販売実績と生ごみ減量効果

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
販売分(個)	4,953	3,881	11,383	10,722	9,782
無償配布分(個) 1	8,727	10,516	0	0	0
合計(個)	13,680	14,397	11,383	10,722	9,782
生ごみ減量分(†) 2	274	288	228	214	196

(1)無償配布分はモデル事業などでの利用

(2)1個(600g入り)当たり生ごみ20kgを減量したと換算

啓発活動

- ・「環境フェスタ」等イベントにおけるパネル展示、再生品利用のPR
- ・広報紙、パンフレットによる啓発
- ・CTKによる啓発番組の制作

(4) し尿 生活雑排水処理

し尿については、便所の汲み取りから生じる「生し尿」と浄化槽の清掃から生じる「浄化槽汚泥」を許可業者3社が収集運搬し、可茂衛生施設利用組合が処分を行っている。

生活雑排水については、市の公共下水道事業・農業集落排水処理事業の整備、個人の合併処理浄化槽設置の普及により処理を進めている。これらし尿と生活雑排水を併せた生活排水の処理対策の実施を推進するための生活排水対策推進計画を策定し、総合的・体系的な生活排水対策を推進している。

表 -6-4 し尿処理実績

(単位 k l)

年度	可児市			可茂衛生施設利用組合		
	生し尿	浄化槽 汚泥	合計	生し尿	浄化槽 汚泥	合計
平成 14 年度	8,326	16,092	24,418	30,926	48,842	79,768
平成 15 年度	7,174	17,545	24,719	27,498	50,528	78,026
平成 16 年度	5,533	18,598	24,131	23,351	52,099	75,450
平成 17 年度	5,543	14,820	20,363	20,395	50,299	70,694
平成 18 年度	4,438	15,912	20,350	17,741	49,822	67,563

7. 自然環境

(1) 市の自然

市は、自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた緑豊かな街で、北端には木曾三川のひとつ木曾川が流れ、南西部は濃尾平野の北限としてゆるやかな丘陵地が広がっている。中心部には可児川や久々利川が流れ、丘陵地やため池などが多くある緑豊かな地域である。

山地は南西、東、南に存在し、市が三方面から包まれるような形になっている。西部には標高 313.5m の鳩吹山があり、豊かな植生を誇っている。昭和 62 年の山林火災で約 90ha が焼失したものの、地元ボランティアの手により従来の姿を取り戻しつつある。現在では市内外から年間数万人が訪れ、散策や眺望を楽しめる山となっている。

また、市内には広大な自然空間で、四季折々の植物の風情を満喫することができる公園がある。中でも花フェスタ記念公園では平成 17 年に「花フェスタ 2005 ぎふ」が開催され、多くの来場者が訪れた。

市の木		<p>クロマツ 常緑高木で、樹皮が黒色の黒松は、市内の至るところに茂り、なじみの深い樹木で、一年を通して若々しい緑をつけるその様は、躍進する都市にふさわしいことから、昭和49年11月1日に市の木として制定された。</p>
市の花		<p>サツキ 心のやさしさ、美しさをはぐくむ花として、市民にも親しまれているサツキは、毎年5月中旬、市内のあちこちで白、ピンク、赤などやさしい色あいの花を咲かせる。市制施行を記念して、昭和57年4月1日に制定された。</p>
		<p>バラ 「花フェスタ2005」の開催に合わせて、「うるおいのある住みよいまち」を創造するシンボルとして、平成 17年3月1日に制定された。今後、バラを生かしたまちづくりの積極的な推進が期待される。</p>

(2) 天然記念物

市では、国指定の植物が1種類、市指定の植物が6種類、天然記念物となっている。市内では特に久々利に多くの天然記念物が生息している。また、環境省及び岐阜県において絶滅危惧種に指定されているものが多く、今後も継続的に見守っていく必要がある。

表 -7-1 市内の天然記念物

サクライソウ		シデコブシ		
	指定	国	指定	可児市
	生息地	久々利	生息地	土田
	科名	ユリ科	科名	モクレン科
	絶滅危惧 類 (環境省)	A類	絶滅危惧 類 (環境省)	類
	絶滅危惧 類 (岐阜県)	類	絶滅危惧 類 (岐阜県)	類
<p>雑木林のやや湿った腐食土壌に生息する腐生植物。高さは7～20 cmで、花期は7月頃。</p>		<p>日当たりの良い湿地に生息する落葉低木～小高木。別名ヒメコブシ。花季は3～4月。</p>		
イワオモダカ		ハナノキ		
	指定	可児市	指定	可児市
	生息地	久々利	生息地	久々利
	科名	ウラボシ科	科名	カエデ科
			絶滅危惧 類 (環境省)	類
			絶滅危惧 類 (岐阜県)	類
<p>岩や樹幹などに着生する、常緑多年生草本。葉の裏に胞子が付く。</p>		<p>湿地に自生する、雌雄異株の落葉木。4月の始めに葉に先立って紅色の小さな花が数個ずつ集まって咲く。</p>		
ヒトツバタゴ		フウ		
	指定	可児市	指定	可児市
	生息地	久々利	生息地	久々利
	科名	モクセイ科	科名	マンサク科
	絶滅危惧 類 (環境省)	類		
	絶滅危惧 類 (岐阜県)	類		
<p>落葉高木で、花期は5月中旬。雪をかぶったように白い花が一面に咲く。</p>		<p>亜熱帯原産の落葉高木で、日本には享保年間に庭木として渡来した。</p>		
ミカワバイケイソウ		環境省の分類はレッドリストによる。		
	指定	可児市		
	生息地	柿下		
	科名	ユリ科		
	絶滅危惧 類 (環境省)	類		
	絶滅危惧 類 (岐阜県)	類		
<p>氷河時代の生き残り植物で、高さは1mほど。花期は5月中旬。</p>				

③) 可児市 10 本の木

市では市制 10 周年を記念して、平成 4 年に可児市 10 本の木を制定した。これは、彩りと潤いを与えてくれる緑を大切に、住みよい街づくりを進めていこうと選定したもので、市立図書館に寄せられた各地の 72 本の木の中から選ばれたものである。現在では 8 本の木が残っており、いずれの木も大木である。

表 -7-2

アベマキ		ツクバネガシ	
生息地	下切 (三宮神社)	生息地	広見 (平成記念公園)
樹齢	200年	樹齢	200年
イチヨウ		ヒガンザクラ	
生息地	土田 (土田小学校)	生息地	西帷子 (眞禅寺)
樹齢	200年	樹齢	150 ~ 200年
スギ		ヒノキ	
生息地	東帷子 (薬仙寺)	生息地	久々利 (八剣神社)
樹齢	200年	樹齢	400年
ツクバネガシ		フウ	
生息地	室原 (猿投神社)	生息地	久々利 (泳宮)
樹齢	200年	樹齢	100年
クス		ケヤキ	
生息地	土田 (KYB北工場付近)	生息地	中恵土 (国道21号線沿い)
樹齢	現在は伐採されました。	樹齢	現在は伐採されました。

④) 河川生物調査

貴重種の生息地付近で道路改良工事、河川工事が行われる場合、保護や移植の必要があるため事業者と共同で河川生物調査を行っている。平成 18 年度は表 -7-3 の工事において事前調査を行い、生物の保護を行った。

表 -7-3

調査場所	調査日	工事の種類
久々利 (錠ヶ谷溜池上流)	H18年 10月	河川改修
久々利 (柿下川)	H18年 11月	河川改修
久々利 (奥磯川)	H18年 11月	河川改修
矢戸 (矢戸川)	H19年 1月	河川改修
矢戸 (横市川)	H19年 1月	河川改修
久々利 (久々利川)	H19年 1月	河川改修
久々利 (錠ヶ谷溜池上流)	H19年 1月	河川改修
久々利 (錠ヶ谷溜池下流)	H19年 1月	河川改修
広見 (可児川)	H19年 1月	河川改修

⑥) 大気環境木のある風景 10 選

岐阜県の「大気環境木のある風景 10 選」に久々利地内ほかの「安土桃山街道」が選ばれている。

⑥) 保健保安林等の指定

森林のレクリエーション的及び保健休養的な利用がますます重要性を増していることから、市内では都市近郊丘陵地帯の憩いの場として「可児やすらぎの森」が県の生活環境保全林の指定を受けている。

⑦) 岐阜 水と緑の環境百選

岐阜県の「岐阜 水と緑の環境百選」に兼山地内の「兼山湊」が選ばれている。



資料

1.環境基準 規制基準

(1) 大気環境に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.02mg/m ³ 以下であること	濾過補集による重量濃度測定方法、またはこの方法によって測定された、重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法。またはオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法、または電量法、紫外線吸収法、またはエチレンを用いる化学発光法

有害大気汚染物質 (ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスターまたは捕集管より採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法。またはこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

ジクロロメタンについては、平成 13 年 4 月 20 日付け環境省告示第 30 号にて環境基準に追加された。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/l以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という)55に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/l以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/l以下	規格65.2に定める方法
ヒ素	0.01mg/l以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	〃
1,3-ジクロロプロパン(D-D)	0.002mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/l以下	付表4に掲げる方法
シマジン(CAT)	0.003mg/l以下	付表5の第1または第2に掲げる方法
チオベンカルブ(ハンチオカーブ)	0.02mg/l以下	〃
ベンゼン	0.01mg/l以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/l以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ぼう素	1mg/l以下	規格34.1に定める方法又は付表6に掲げる方法
ふっ素	0.8mg/l以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表7に掲げる方法

(備考)

- 1.基準値は、年平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2.「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう
- 3.海域については、ふっ素及びぼう素の基準値は適用しない。
- 4.硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

生活の保全に関する環境基準

類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと		
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定め る方法	附表8に掲げ る方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	最確法によ る定量法

(備考)

1. 基準値は、日間平均とする。
2. 農業用利水点においては、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 次の用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
 - (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - (3) 水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - (4) 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - (5) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - (6) 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - (7) 水産3級：コイ、フナ等、一 中腐水性水域の水産生物用
 - (8) 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 - (9) 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - (10) 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 - (11) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

《木曾川水域(抜粋)》

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

水 域	該当類型	達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
木曾川上流 (落合ダムより上流)	AA	イ	S45.9.1
木曾川中流 (落合ダムから犬山頭首工まで)	A	ロ	"
木曾川下流 (犬山頭首工より下流)	A	イ	S45.9.1 (H14.7.15)
飛騨川上流 (下呂町かじか橋より上流)	AA	イ	S46.5.25
飛騨川下流 (下呂町かじか橋より下流)	A	イ	"
可児川上流 (久々利川合流点より上流)	B	イ	S50.9.12
可児川下流 (久々利川合流点より下流)	C	イ	"

(注)イ 直ちに達成

ロ 5年以内で可及的すみやかに達成

(3) 騒音に係る環境基準

道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
AA(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)	50dB以下	40dB以下
A(専ら住居の用に供される地域)及びB(主として住居の用に供される地域)	55dB以下	45dB以下
C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60dB以下	50dB以下

(備考)

- 1.時間の区分...昼間 :午前6時～午後10時
夜間 :午後10時～翌日の午前6時
- 2.騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～翌6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	70dB以下	65dB以下

(備考)

- 1.時間の区分...昼間 :午前6時～午後10時
夜間 :午後10時～翌日の午前6時
- 2.「車線」とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう
- 3.個別の住宅等において騒音の影響を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋外へ透過する騒音に係る基準(昼間に追いては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。
- 4.「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の区間の市町村道、並びに一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう
- 5.「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から15メートルまでの範囲、また2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端20メートルまでの範囲をいう
この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

④) 騒音 振動に係る規制基準

特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 6時～8時	昼間 8時～19時	夕 19時～23時	夜間 23時～翌6時
第1種区域	45dB以下	50dB以下	45dB以下	40dB以下
第2種区域	50dB以下	60dB以下	50dB以下	45dB以下
第3種区域	60dB以下	65dB以下	60dB以下	50dB以下
第4種区域	65dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下

測定点は、工場、事業場等の敷地の境界線とする。

特定工場に係る振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌8時
第1種区域	60 dB以下	55dB以下
第2種区域	65dB以下	60dB以下

都市計画法による用途地域

都市計画法に定める用途地域	騒音規制法の区域区分	振動規制法の区域区分
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域	第2種区域	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	第3種区域	第2種区域
工業地域、工業専用地域	第4種区域	

騒音規制法に基づき、実情に応じた区域指定を行っている区域あり

(5) 悪臭に係る規制基準

敷地境界線における悪臭の規制基準

悪臭物質	規制基準(ppm)	臭いの種類
アンモニア	1	し尿臭
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギ臭
硫化水素	0.02	腐った卵臭
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭
アセトアルデヒド	0.05	青ぐさい刺激臭
スチレン	0.4	エーテル臭
プロピオン酸	0.03	酸っぱい刺激臭
ノルマル酪酸	0.002	汗臭いにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下の臭い
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下の臭い
トレン	10	ガソリン臭
キシレン	1	ガソリン臭
酢酸エチル	3	シンナーのような刺激臭
メチルイソブチルケトン	1	シンナーのような刺激臭
イソブタノール	0.9	発酵した刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	甘酸っぱい焦げた刺激臭
イソブチルアルデヒド	0.02	甘酸っぱい焦げた刺激臭
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦臭
イソパレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦臭

6) ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ / l 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(備考)

1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ / g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

2. 可児市環境基本条例

平成 11 年 9 月 29 日公布

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号。以下「法」という)及び岐阜県環境基本条例(平成 7 年岐阜県条例第 9 号)の趣旨を踏まえ、豊かで快適な環境の保全及び創出について基本的な考え方を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において「豊かで快適な環境」とは、きれいな大気及び水、多様な自然並びに歴史的又は文化的遺産に恵まれた香り高い文化、良好な景観等の環境をいい、かつ、市民が住みよさ及び心の豊かさを感じることができる環境をいいます。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に与える影響であって、環境を保全する上での支障の原因となるおそれがあるものをいいます。

3 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化若しくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に関する環境の保全をいいます。

4 この条例において「公害」とは、環境を保全するうえで支障となるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接に関係のある財産並びに動植物及びその生息環境を含みます。)に關係する被害が生ずることをいいます。

(基本理念)

第 3 条 豊かで快適な環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者の主体的な参加の下に、次に掲げる事項を基本的な考え方として、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければなりません。

(1) 環境の保全につながるライフスタイルが当たり前となる市民文化を、市、市民及び事業者みんなで創ります。

(2) 自然及び歴史的遺産、文化的遺産等市の固有の環境と共生していきます。

(3) 世代及び立場を越えて環境に対する思い又は願いを共有し、子どもたち及び将来の市民に継承していきます。

(4) 自ら行動し、及び他の地域と連携することにより、地球環境の保全を進めます。

(5) 環境を正しく知り、理解することにより、豊かで快適な環境の保全及び創出のために行動し、並びにその行動の輪を広げていきます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に従い、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務があります。

2 市は、市の施策を策定し、及び実施するときは、基本理念に従い、環境への負荷の低減並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に積極的に取り組まなければなりません。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、その日常生活の中で、自らの行動が環境を損なうことのないようにするとともに、廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

2 市民は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、物の製造、加工又は販売その他の事業活動(以下「事業活動」という)を行うに当たっては、その事業活動による公害の発生を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置をとる責務があります。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られることとなるよう必要な措置をとる責務があります。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減につながる原材料、役務等を利用するよう努めなければなりません。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、豊かで快適な環境の保全及び創出に自主的に取り組むとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策に積極的に協力する責務があります。

第2章 豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的施策等

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市環境基本計画(以下「環境基本計画」という)を定めます。

2 環境基本計画は、豊かで快適な環境の保全及び創出についての目標、施策その他必要な事項について定めます。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置をとるとともに、第21条の規定により設置する可児市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(環境影響評価の推進)

第9条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進します。

(環境を保全する上での支障を防止するための規制等)

第10条 市は、環境を保全する上での支障を防止するため、次に掲げる行為について、必要な指導、助言、規制等の措置をとります。

(1)公害の原因となる行為

(2)自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為

(3)前2号に掲げるもののほか、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為

(監視、測定等)

第11条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めます。

(経済的負担を伴う措置)

第12条 市は、環境への負荷を少なくするために必要であると認めるときは、十分な事前調査及び研究を行った上で、市民及び事業者に対して適正な経済的負担を伴う措置をとることができます。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を少なくするため、市民及び事業者による廃棄物の減量や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置をとります。

2 市は、環境への負荷を少なくするため、市の施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たって、廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等に積極的に努めます。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者が豊かで快適な環境の保全及び創出のための自発的な活動(以下「自発的な活動」という)を行う意欲が増進されるようにするため、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置をとります。

(自発的な活動への支援)

第15条 市は、市民、事業者及びこれらの者が構成する団体が行う自発的な活動が促進されるよう必要な支援をします。

(環境に関する情報の提供)

第16条 市は、第14条の教育及び学習の振興等並びに前条の自発的な活動の促進のために、環境に関する必要な情報を適切に提供するよう努めます。

(年次報告書)

第17条 市長は、市の環境の現状、豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表します。

第3章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民及び事業者と協働して、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制の整備に努めます。

(財政上の措置)

第19条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置をとるよう努めます。

(広域的連携)

第20条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取組を必要とする施策に関して、国、他の地方公共団体、民間団体等と協力してその推進に努めます。

第4章 環境審議会

(設置)

第21条 法第44条の規定に基づき、可児市環境審議会(以下「審議会」という)を設置します。

2 審議会が所掌する事項は次のとおりとします。

(1)市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項及び重要な事項を調査又は審議すること。

(2)環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する意見を述べること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全についての意見を市長に述べることができます。

(組織)

第22条 審議会は、20人以内の委員で組織します。

2 審議会の委員は、次の者の中から、市長が委嘱します。

(1)学識経験者

(2)関係行政機関の職員

(3)市民

(4)事業者

3 審議会の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることができます。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

1 この条例は、交付の日から施行します。

2 可児市環境保全審議会設置条例(昭和47年可児町条例第1号)は、廃止します。

3 この条例の施行の際現に旧可児市環境保全審議会設置条例の規定により環境保全審議会委員に委嘱されている者は、第22条第2項の規定により委嘱された委員とみなします。

4 前項の場合において、当該委員の任期については、第22条第3項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとします。

3.用語の解説

あ行

ISO 14001 (環境マネジメントシステム)

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) が定めた基準に従い、環境管理の仕組みをつくり、それに伴う環境行動の結果について継続的改善を進めていくもので、世界唯一の環境管理の国際規格である。あらゆる種類の組織が、自らの環境方針及び環境目的を明確にし、自らの活動、製品またはサービスが環境に及ぼす影響について管理し健全な環境を保全していくためのシステム。

ISO の由来は「相等的」というギリシャ語の「isos」からとったもの。

悪臭物質

不快な臭いの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質のことであり、化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物が主で、その他に低級脂肪酸などがあげられる。「悪臭防止法」では、悪臭の代表的な構成成分であるアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル等 22 の物質を「特定悪臭物質」に指定している。

臭いは、人間の主観的判断によるものであるため、個人によっては法に定められたもの以外についても悪臭と感ずる場合がある。

アルキル水銀 (R-Hg)

有機水銀化合物の一つであり、アルキル基と結合した水銀をいう。アルキル水銀には、メチル水銀・エチル水銀などがあり、きわめて毒性が強く長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、知覚、聴覚、言語障害、手足のまひ等の中枢神経障害を起こし、死亡する場合もある。「水俣病」の原因物質とされている。

硫黄酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合物をいう。主なものは二酸化硫黄 (SO₂) と三酸化硫黄 (SO₃) があり、重油等硫黄分を含む燃料の燃焼によって発生する。二酸化硫黄は、無色、刺激性の強いガスで、匂いを感じ、1～10 ppm 程度で目に刺激を与え、粘膜質、特に気道に対する刺激作用がある。

一酸化炭素 (CO)

炭素または炭素化合物の不完全燃焼により生成する気体である。無色、無臭できわめて有毒であり、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の 200～300 倍と強く、ヘモグロビンによる酸素の運搬作用を阻害し、中枢、末梢神経のマヒ症状を起こす。一酸化炭素の発生源は、都市では自動車の排気ガスによるものがその大部分を占めていると考えられ、交通量の多い道路や交差点付近において高濃度に検出される。

一般廃棄物

主に家庭から排出されるごみやし尿のことを指し、工場など事業場から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出るごみは一般廃棄物扱いとなっており、これらは市町村が処理を行う。

陰イオン界面活性剤 (ABS)

親油基が陰イオンに荷電するタイプの界面活性剤をいう。陰イオン界面活性剤にも各種のものがあるが、家庭用洗剤には主としてアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (ABS と略称されている) と LAS (直鎖型 ABS) が用いられている。ABS をハート型、LAS は比較的容易に分解されるのでソフト型と呼ぶ。ABS は洗浄力がすぐれているが、微生物による分解が困難で下水処理に障害を与えるばかりでなく、河川に放流された場合にも分解されにくい。

SS(浮遊物質)

浮遊物質とは水中に浮遊する物質であるが、大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過乾燥させ、その重量を測り水中の濃度で表す。浮遊物質には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。

オゾン層

地球の上空で、酸素の一部が太陽の紫外線によってオゾン(O₃)となり形成している20~40kmの層のことをいう。5km位の厚さで地球を包み、人間や生物に有害な紫外線をさえぎる役目を果たしているが、南極大陸上空では、オゾン濃度が特に低いところ(オゾンホール)が発見され問題になっている。

か行

合併処理浄化槽

し尿などの生活排水を微生物の働きなどを利用して浄化する施設を浄化槽といい、し尿だけを浄化する施設を単独処理浄化槽、し尿と炊事、風呂、洗濯などからの排水を併せて浄化する施設を合併処理浄化槽という。

カドミウム(Cd)

イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能低下を伴う肺障害(気腫)、胃腸障害、腎臓障害、肝臓障害、血液変化(白血球、赤血球の減少)等の症状が起こることもある。

環境影響評価

大規模な開発事業等の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が事業を行う前に調査、予測、評価を行い、環境の保全について適正な配慮を行うものである。「環境アセスメント(environmental

assessment)」は「環境影響評価」を包含するより大きな総合的概念のこと。

環境基準

「環境基本法」の第16条「政府は大気の大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準を定めるものとする」という規定に基づいて政府が定める環境に関する基準をいう。この基準は、行政上の目標であって工場立地の規制、公害防除施設の整備など公害対策を総合的に進めて行く指標の役割を果たすものである。

環境基本法

「教育基本法」、「農業基本法」などのように国の政策の基本的な方向を示す内容となっている「基本法」の12番目として平成5年11月に成立した法律で、地球的視野でとらえたわが国の環境政策のあり方の基本的方向性が唱えられている。これにより、昭和42年より公害対策における最も基本的な法律として役割を果たしてきた「公害対策基本法」は廃止され、その理念は「環境基本法」の中で発展的に継承された。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げ、自主的に実践活動に参加することを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

環境ホルモン

環境中に存在してホルモン様の作用を示すもので、生体に有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。外因性内分泌攪乱化学物質」と呼ばれる。

クロロフルオロカーボン(CFC、フロンガス)

非常に安定した物質で冷凍機やエアコンの冷媒、エアゾール製品の噴霧剤等として用いられてきた。人体には直接影響はないが、成層圏まで上昇してオゾン層を破壊したり地球の温室効果の原因となることが指摘され1992年開催されたモントリオール議定書締約国会合で1996年までにCFCの全廃が決議された。

健康項目

水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目で、現在、カドミウムなどの重金属、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物、農薬類等26項目が該当し、水環境中の濃度について、人の健康の保護に関する基準として、環境基準が設けられている。

公害防止協定

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境を保全するため、企業と地方公共団体・住民等との間で締結している協定のこと。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NOx)や炭化水素類(HC)が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染(いわゆる光化学スモッグ)の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を

含む。)は除かれる。処理場のない下水道は、公共用水域となる。

コンポスト

生ごみや落ち葉などを堆肥化すること。コンポスト容器は、底を土に埋め、中に生ゴミと土を交互に重ね入れて、蓋をしておくだけで、発酵し有機肥料ができる。

さ行

里山(林)

比較的居住地域の近くに広がり、薪炭用材や落葉の採取などにより、地域住民が日常的、継続的に利用することで維持管理されてきた森林、あるいはその山をいう。最近では都市近郊の良好な自然環境地としての価値が再認識されつつある。

産業廃棄物

工場・事業場における事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、製紙業等から出る紙くず、木製品製造業等から出る木くず、ゴムくず、金属くず、建設廃材、畜産業に係る動物のふん尿等をいう。産業廃棄物は、事業者が自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないよう適正に処理する責務がある。

酸性雨

雨のpHは大気中の二酸化炭素が溶解して炭酸になるため、通常は、わずかに酸性となっているが、pHが5.6より低いと、一般に「酸性雨」という。大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が、温度、湿度の影響をうけて硫酸ミスドや硝酸ミスド等の強い酸性をおびた雨水に変化する現象をいう。

シアン(CN)

青酸カリで知られる有害な物質で、シアンイオン

を含む溶液と酸が反応するとシアン化水素ガスが発生し、これが体内に吸収されると組織内窒息を起こし、数分で死亡する。少量摂取の場合は耳鳴、嘔吐などを起こす。

COD (化学的酸素要求量)

水中の、主として有機物質の量を推定するために求められる酸素要求量を化学的な方法で測定したものであり、水中の被酸化物質を酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量を mg / l 単位で示したものをいう。この値が大きい程汚濁の程度が高い。BODに比べて短時間に測定できることや、有害物質による影響を受けないなどの利点がある。

自然公園

国内の優れた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進の図るために、「自然公園法」又は「県立自然公園条例」に基づき指定する区域をいう。自然公園には、国が指定する国立公園、国定自然公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類がある。

自動車排出ガス測定局

大気汚染状況の常時監視を行うために、設置されている測定局のうち、道路周辺における大気汚染状況を常時監視するものをいう。

地盤沈下

地下水の過剰採取によって、地盤が沈下すること。

指標生物

河川等の水域中では汚濁の程度により生息する生物が異なる。このことから、あらかじめ汚濁の程度に応じた生物種を選定して指標生物とすることで、水域中の生物相の調査により汚濁の程度を知ることができる。

重金属

比重が大きい金属。比重 5.0 以上のもの、あるいは 4.0 以上のものをさすことが多い。各分野で金属又は化合物の形で広く利用されている。重金属類は程度の差こそあれ有害なものが多く、「水質汚濁防止法」では水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、ヒ素等が、「大気汚染防止法」では鉛、カドミウムが有害物質として規制対象になっている。

新エネルギー

太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマスエネルギー、天然ガス・コージェネレーション、燃料電池等をいう。

振動レベル

公害振動の計量単位で、振動加速度レベルに人間に対する振動感覚の補正を加えたものである。5Hz の $10^{-5} \text{ m / sec}^2$ を基準に定められた値で、dB (デシベル) で表す。

水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、湖沼、海域ごとに利水目的等に応じた類型 6 段階 (河川) の基準を定めている。各公共用水域については、類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準が具体的に示されることになる。

水銀 (Hg)

常温で唯一の液体金属で毒性が強いが、自然水中に含まれることはほとんどなく、工場排水や水銀系薬剤などに含まれる事がある。水銀は蓄積性があり微量であっても体内蓄積が起こり中枢神経をおかす。又プランクトン、藻類、魚介類等の食物連鎖により濃縮されることもある。

水質汚濁防止法

昭和 45 年制定。国民の健康を保護し、生活環境を保全するため、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることを目的として、工場及び事業場から公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、工場及び事業場等から排出された汚水等によって人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任について定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が公共用水域の該当地域に対し、国の定める許容限度より厳しい排水基準を定めることができる。

3R

リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)を環境の3Rという

生活環境項目

生活環境項目は、生活環境に影響を及ぼす恐れのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、DO(溶存酸素量)、SS(浮遊物質)、大腸菌群、n-ヘキサン抽出物質含有量、全窒素、全燐の9項目について定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に水道、水産、農業用水、工業用水などの利用目的に応じた類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

各家庭から排出される排水には、台所、洗濯、風呂などからの排水とし尿浄化槽からの排水があり、これらを生活排水といい、このうちし尿浄化槽を除いた排水を生活雑排水という。生活雑排水は、下水道や合併浄化槽に接続されている家庭では、し尿を含んだ水とともに処理されるが、そのほかの家庭では大部分が未処理のまま流されており、河川等の公共用水域の汚濁の原因となっている。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域等で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、知事が指定した地域をいう

生態系

生物群集(植物群集及び動物群集)及びそれらを取りまく自然界の物理的、化学的環境要因が総合された物質系をいう。生産者、消費者、分解者及び還元者から構成され、無機物と有機物との間に物質代謝系が成立している。自然環境を基準にして陸地生態系、海洋生態系等に区分され、また生物群集を基準にして森林生態系、鳥類生態系等に区分されている。

生物相

一定地域内に生育する生物の全種類。動物相、植物相をあわせていう

騒音規制法

騒音について、基準を設けて規制する法律。主に、工場や事業場、事業活動、建設工事に伴って、発生する騒音を規制している。また、自動車騒音についても要請限度を定めている。

騒音レベル

人間の耳と同様な聴感補正回路を組み込んだ騒音計で計った値であり、騒音の大きさを表す単位で、デシベルで表す。また、通常の間人が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値である。

た行

ダイオキシン類

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジ

オキシン(PCDDs)及びポリ塩化ジオンゾフラン(PCDFs)とコプラナPCBの総称。毒性が強く、その環境汚染が問題となっている。発生源は、有機塩素化合物の清算過程や廃棄物の焼却過程など、多岐にわたる。

大気汚染監視テレメータシステム

県内に設置されている一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局及び大気環境測定車「あおぞら」から送られてくる測定データを岐阜県保健環境研究所に設置された中央監視局で常時監視するとともに、各種の解析処理を行い、県内の大気環境を的確に把握し、公表するシステム。

大気汚染防止法

昭和43年制定。生活環境を保全し、人の健康保護を目的として、工場及び事業場の事業活動に伴って発生するばい煙等を規制し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるとともに、大気汚染に関し、人の健康に被害が生じた場合の事業者の賠償責任等を定めた法律。これに基づき、地域の自然・社会的条件により、都道府県が該当地域におけるばい煙発生施設から発生するばい煙等について、国の定める許容限度より厳しい排出基準を定めることができる。

大気環境木

健康に良いさわやかな大気環境の創出を目標として、当県の地域特性に適しておりかつ、大気環境推奨木を35種、また大気汚染に弱い大気環境指標木12種の計45種(重複2種)を大気環境木として平成7年度に県が選定したもの。

大腸菌群数

大腸菌そのものは人体内にも大量に存在しているが、ふん尿とともに排せつされるので、病原性汚染の間接的指標として重要である。大腸菌群数の検出試験は、精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することが

できる。

単位(接頭語)

参考)・1000g = 1kg (= 0.001Mg)

・1mm = 0.001m (= 1000µm)

地下水汚染

地下水が有機溶剤や重金属などによって汚染され、飲用として使用できなくなる。地下水はいったん汚染されると回復が難しいので、地表水汚染(河川の水質汚濁等)よりも深刻な問題となる。

地球温暖化

人間活動に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、地球の気温が次第に上昇すること。地球温暖化により自然や生活環境に重大な影響を与えることが予想される。

窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が主なもので、これらは石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出される。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOのかたちで生成され、これが大気中に放出されたあと酸素と結びついてNO₂となる。窒素酸化物は燃焼状態が良好なときや、効率よく燃焼しているときに多く発生するので、その対策が問題になっている。主な発生源は、自動車エンジン、ボイラー、工場、家庭暖房など広い範囲にわたっている。二酸化窒素は、赤褐色の刺激性の気体であり、水に溶解しにくいので、肺深部に達し肺水腫等の原因となる場合がある。

DO(溶存酸素量)

水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶存酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われるので、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐

敗などが起こる。DOは有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の50%が魚介類の生存限界と言われている。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物をあわせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するとい事態が生じる。

デシベル (dB)

音の大きさや電力又は電圧の大きさなどを人間の感覚の増減に近い単位で、分かりやすく表した単位。騒音の大きさは、物理的に測定した音の強さに周波数ごとの聴感補正を加味して、dB又はdB(A)で表示する。

テトラクロロエチレン (パークレン)

ドライクリーニングの洗浄や金属の脱脂洗浄に用いられる有機塩素化合物のひとつ。全国的に地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。人に対して、めまい、頭痛、肝機能障害等を引き起こす。

典型7公害

「環境基本法」によって定められている公害で、「大気汚染」「水質汚濁」「土壌汚染」「騒音」「振動」「地盤沈下」「悪臭」の総称。

天然記念物

動物(生息地、繁殖地及び飛来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象を生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもののうち、国や地方自治体などが指定したものをいう

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は「特定施設」という概念を設け、これを基に事業場等の規制監視を行っている。「大気汚染防止法」では「特定物質を発生する施設」、「水質汚濁防止法」では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する施設」、また「騒音規制法」・「振動規制法」では「著しい騒音を発生する施設」・「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

トリエタノールアミンろ紙法 (TEA法)

トリエタノールアミンを含浸させたろ紙を一定期間大気中に暴露して、二酸化窒素などの酸性大気汚染物質を簡易的に測定する方法。通常 $\mu\text{g}/\text{day}/100\text{cm}^2$ で表示する。

トリクロロエチレン (トリクレン)

金属部品の脱脂洗浄、有機合成中間体として用いられる有機塩素化合物のひとつ。テトラクロロエチレン同様地下水汚染事例が認められ、「水質汚濁防止法」の有害物質として指定された。

な行

生ごみコンポスト容器 処理機

可燃ごみの中の大きな比重を占める生ごみ(厨芥ごみ)を、微生物の働きによって堆肥化、有効利用し、ごみの減量を図るもの。

鉛 (Pb)

鉛及びその化合物が有害物質として古くから知られている。他の重金属と同じく、造血機能を営む骨髄神経を害し、貧血、血液変化、神経障害、胃腸障害、身体の衰弱等を引き起こし強度の中毒では死亡する。

は行

ばい煙

「大気汚染防止法」では、燃料その他の燃焼、熱源としての電気の使用、合成、分解、その他の処理により発生する硫酸化物、ばいじん及びカドミウム等の有害物質をいう

バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物を利用するエネルギー。畜産廃棄物はそのひとつで、そのもの、もしくはそれを発酵させて取り出したメタンをボイラーで燃焼し、暖房などの熱源として利用する。

他に加工端材などの林産廃棄物、稲わらなどの農産廃棄物も利用されている。

廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射線物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。海洋汚染防止法では、人が不要としたもの（油を除く）をいうと定義している。

ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、停止時の余剰エネルギーを発電機や油圧ポンプで回収して発進時、課即時の補助動力源とするパラレル方式の他、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターを介した間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせるハイブリッド方式がある。

BOD (生物化学的酸素要求量)

溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20℃ で5日間に消費される酸素量をmg/l で表したものをいう。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになる。その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物質が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常 1mg/l 以下である。

PCB (ポリ塩化ビフェニール)

化学的に安定で、耐熱性、絶縁性、非水溶性など優れた性質をもった有機塩素化合物。1塩化ビフェニールから10塩化ビフェニールまで約200種のPCBがあるが、塩素が多いほど安定で毒性が強い。PCBは分解されにくいので食物連鎖により濃縮・蓄積される。体内に入ると排出されにくく全身の脂肪組織に溶けこんで障害を引き起こす。現在ではPCBの使用は禁止されている。

ppm (parts per million)

微量に含まれる物質の量を表す単位で、100万分の幾分であるかを示す分率、例えば 1kg (ほぼ 1l) の水に 1mg、1m³の大気中に 1cm³物質が存在する場合の濃度をそれぞれ 1ppm という

ビオトープ

野生生物を意味するBiosと場所を意味するToposとを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間」となる。有機的にむすびついた生物群、すなわち生物社会（一定の組み合わせの種によって構成される生物群集）の生育空間を意味する。

ひ素

金属光沢のある灰色の固体で銅鉱業の副産物として得られる。ひ酸鉛、三酸化ひ素などは、殺虫剤として使用されている。皮膚、消化器、呼吸器などから体内に入ると肝臓、腎臓に障害を与え、食欲不振、下痢、血尿、皮膚着色等の症状を起こす。

浮遊粒子状物質

大気中の粒子状物質のうち、粒径が 10 μm (マイクロメートル) 以下のものをいう。人の気道や肺胞に付着し、人の健康に影響を与えることから、環境基準が定められている。

ブルーリバー作戦

公共用水域の汚れの原因として、家庭からの生活雑排水がクローズアップされている。このため、岐阜県では昭和 63 年度に「岐阜県生活雑排水対策推進要綱」を策定し、河川の汚れを防ぐために、市町村及び婦人会、生活学校等の協力を得て生活雑排水対策事業を「ブルーリバー作戦」と名付け展開している。

フロン

化学的に非常に安定であり、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層を破壊する結果、紫外線の地上への到達量が増加することにより皮膚ガンの増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。1992年開催されたモントリオール議定書締約国会合で1996年までにCFC (フロンガス)の全廃が決議された。なお、特にオゾン層を破壊する力の強いフロン 11、12、113、114、115、の5種類を「特定フロン」という。

分別収集

ごみを処理するには、ごみの種類ごとに分類されていると処理しやすく、また、資源化、再利用のためにも有効である。このため、通常一般家庭か

らごみを排出する際に、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみなどに分類しておく分別収集方式がとられている。平成 9 年から「容器包装リサイクル法」に基づく市町村の分別収集が実施されている。

pH (水素イオン濃度)

溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので 7 が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。日本の河川では通常 7.0 前後であるが、pH の急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の混入などの異常があったことが推定される。pH が 6.5 ~ 8.5 の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。

や行

有機塩素系化合物

PCBをはじめトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど、塩素を含む有機化合物。種類により毒性は様々であるが、難解性で、環境や生物体内に蓄積されやすく長期毒性のある物質が多い。これらの物質については環境基準が定められている。

有機リン

一般にパラチオン、メチルパラチオンなどの農薬として、主に水田等で使用されている。パラチオン中毒は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、発汗、嘔吐などがみられ、重症になると意識が強く侵され全身けいれん、尿の失禁を示し死亡する。有機リン系農薬は、毒性に大きな差があるが、昭和 44 年にメチルパラチオンが生産中止になっている。

容器包装リサイクル法

平成 7 年 6 月に制定された、容器包装の廃棄物リサイクルの新しい社会的な仕組みを確立するた

めの法律。消費者の分別排出、行政の回収選別、事業者の再商品化について、責任と義務が定められている。

ら行

リサイクル

廃棄物に含まれる資源を再生して再利用すること。

類型

水質汚濁及び騒音の環境基準については、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県において水質汚濁に関しては河川等の状況、騒音に関しては都市計画区域等を勘案し、具体的に地域をあてはめ指定する。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物種に関する報告書のことで、1966年に国際自然保護連合（ICUN）が発行した。また、平成3年には環境庁が「日本の絶滅のおそれなる野生生物（脊椎動物編）（無脊椎動物編）」を作成した。岐阜県では平成13年「岐阜県レッドデータリスト」を作成した。

六価クロム

重金属の一種であり大量に摂取すると、嘔吐、下痢、脱水症状、ニンニク臭の呼気、よだれなどを起こし、更に多量では血便、血圧降下、けいれんなどを起こす。少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、肝臓肥大、貧血など循環器障害を起こす。